
平成28年 第2回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成28年 6月13日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成28年 6月13日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 大多和安一 議員
 2. 桑原 三平 議員
 3. 中田 元 議員
 4. 河村由美子 議員
 5. 藤升 正夫 議員
 6. 河村 隆行 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 大多和安一 議員
 2. 桑原 三平 議員
 3. 中田 元 議員
 4. 河村由美子 議員
 5. 藤升 正夫 議員
 6. 河村 隆行 議員
-

出席議員 (11名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中谷 勝君	副町長	……………	岩本 一巳君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	赤松 寿志君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	宮本 泰宏君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君	出納室長	……………	谷 みどり君

午前 8 時 58 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1 番目の通告者、2 番、大多和議員の発言を許します。2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） おはようございます。今回、2 件質問をしておりますので、よろしく願います。

まず、1 件目の質問ですが、バスの時間変更ということで、先般、定例議会の一般質問で、日原駅とゆ・ら・らを結ぶ最終便のバスの発車時刻の変更をとということを質問いたしましたが、その後、ケーブルテレビでこの質問が流された後、四、五人の町民の方からも自分はそう思っているんだという励ましも電話もいただきましたが、町長さんはそのときに検討するという回答だったと思われませんが、その後、検討されたんでしょうか。いかがかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それでは、大多和議員の御質問でございますバスの時間帯の変更についてという御質問でございますけれど、バスの時間変更につきましては、議員おっしゃいましたように、先般の一般質問で検討するという回答をしているわけでございます

けれど、バス運行業者へ対しまして状況の把握について依頼をしておるところでございます。生活のバスの利便性向上につきましては、一昨年から年に一度、利用者アンケートを行い、その結果について生活バス検討会議において事業者も含めて検討を行っているところでございます。直近では3月2日に開催いたしております。

これ議員の質問の前だというように思っておりますけれど、この際には日原駅最終便への要望等は特になかったということで、この会議においては検討しておりませんが、その後、議員の御質問がありましたことによりまして、今後9月ごろを目途に実施する、本年の利用者アンケートにおきましてその実態の把握に努めていこうというように思っております。その結果に基づきまして、関係者と検証をしていきながら変更すべきであれば変更しなければならないし、現状のままがいいのかというようなことも検討をしていこうというように思っているところでございます。

現在、このバスの利用状況でございますけれど、最終便の利用者がこの3月ではだれもいなかったということでございます。ゼロでございます。4月が延べ1名、5月がやはりゼロというようなことでございます。5年前の調査も同じような状況であるので、そう変化はないだろうというように考えておるところでございます。

日原駅行につきましては、17時に六日市温泉ゆ・ら・ら前を出発して、同57分に日原駅に到着いたします。その後、その場で約1時間20分待機をして、御指摘のように19時18分、日原駅発の最終便となるわけでございます。日原駅に到着するJRの便が17時前後の上り下りがありますので、場合によってはこの列車と接続するほうが利便性は高いのではなかろうかということも想定されますけれど、いろんな方が御利用されるわけでございますので、いろんな方面から、多様な方面から業者、またアンケート等を参考にしながら今後どうするかということは決定していきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） ただいま回答では、一応利用者のアンケートということですが、現在、使われている、実際にこのバスを利用している人が少ないと、ほとんどゼロに近いと言われますが、ゼロに近いからこそ逆にJRの到着を待って出発するように努力すべきではないのでしょうか。そのことによって、ちょうどこの時間、先ほど言われました19時18分発ですが、その5分後、19時23分に到着するようになっております。確かに列車のことですから、時間が多少は遅れがあったりすることもあります。特に最近のJR山陰線では雨量が多かったり激しい風が吹いたりすれば遅れることもありますが、通常では余り遅れることはありません。一応、基本的にといいますか、約、今の18分発を10分ほど延ばすということで、28分発に

すれば23分到着の列車から間に合うということになれば、利用客もふえるんじゃないでしょうか。

私に電話をくださった住民の方も四、五人おられまして、先ほども言いましたが、それを聞くと、高い人では、どういふか、交通手段がないので仕方なく駅前のタクシーを使いましたと。そうするとということで、高い人で1万3,000円は超えております。それから、安い人でも5,800円それがしでした。そのような方が四、五人おられて、ぜひとも頑張ってくれということがありましたのでお伝えします。

それで、ぜひともこのバスの時間変更については、町民の目線で考えていただきたいと思っております。町民の目線ですね。いわゆる行政が町民の目線でやっていただければ違うんじゃないかと。

例えばの話が、備中屋の解体のときにはもう、工期が延びるということですが、この町役場の目の前で備中屋が解体されとったわけですから、これが遅くなるというのはだれが見ても明らかだと思うんですが、町長の答弁の中では専門のコンサルタントに委託しているから、そんなことは報告がなかったとか言われますが、町民の目線で立って言えば、間に合わないことははっきりしている、はっきりしておれば施工業者に聞くことはできるわけですから、それを聞いて遅れるということが明らかになれば、すぐにまず考えるのは、この解体によって不利益を被る住民の方たちではないのでしょうか。この工事用車両が通行する区間の住民に、まず遅れるからという第一報を入れるのも必要ではないでしょうか。

危機管理の面で言えば、ことしの冬にあの大雪が降ったそのときに、町の上水道が漏水事故を起こしたということでいろいろ頑張られた、職員の方が頑張られた、町長も居残りをして頑張られたということについては敬意を表しますが、そのほかのことでもう少し町民の目線に立った行政をしてもらいたいと思っております。

先般もこの議会の中で、12月の事項で、ある団体の方が来られて、町にいろいろお願いしていたが、何の指導もなかったと、町のほうも対策がなかったというようなことも言われましたが、町民の目線に立った行政をやってもらいたいと。中には有機ブランド茶とか、それからこのたび補正で出される予定のキノコの生産のためにいろいろ補助金を出されるとか、かゆいところに手の届くようなことを特定の団体とか特定の地域にだけはされるようなという、私もあれかもしませんが、そういうような風潮というか、傾向にあるんじゃないかと思っております。もう少し、町民全体のために、町民の目線に立った行政をやっていただければと思います。

バスの発車時間でも先ほども言いましたが、もう10分ほど遅らせれば、十分におつりがくることではないのかと思っております。このことはきょうの、今後の行政に活かしてもらいたいと思っておりますが、それとあわせて、2番目のサクラマス交流センターについて御質問をいた

します。

若者の定住を促進することを目的に新設される、仮称ですが、サクラマス交流センターに関して、先般の熊本大地震で、あれは南阿蘇村ですかね、あそこの東海大学の学生さんが生活されていたアパートが倒壊し、貴重な生命が奪われたということは、まだ記憶に新しいことですが、今回、新設を予定されている交流センターも宿泊施設が併設される計画と聞いております。防災対策、特に地震と火災に対して十分に対応できるような施設になっているかどうかを確認したいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） サクラマス交流センターについての御質問の前に、先ほどのバスのことについて、各課にわたっていろいろ町民の目線に立った行政をとということでございますけれども、決して町民と乖離した行政をするつもりはございませんし、職員もそのように皆やっておるというように信じておるところでございます。

バスにつきましては、乗らないからやはりどうしても利便が悪くなるのか。利便が悪いから乗らないのかという、どちらかというところかというように思っておりますけれども、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、もう20分待機させれば次の電車にということでございます。1時間20分待って、もう30分もまた待機料を払って、それで果たしてどれだけ乗られる方がいらっしゃるかというの、やはり調査して、これから本当にいらっしゃるんであればやはり利用者の利便を図る必要がありますので、これは調査させていただきたいということをお願いいたします。

また、危機管理、漏水事故、いろいろ言われましたし、確かに備中屋の部分については、私どもも工期までといふかりながらも、やはり専門の業者が大丈夫だと言われたということであれば、どうしてもできるんであろうというように考えたわけでございまして、今回の質問とは違いますが、やはりそれは私どもの、やはりもう少し配慮をすればよかったというものもありますけれども、また議員のところへ町は何も指導もなかったというぐらいのことがあったようでございますけれども、それにつきましては、こういった案件についてこういうことがなかったということをはっきり言っていただければ、私どもとすればその担当課長、また担当者に対して課長を通じてきちんと指導させたいというように思っておりますので、そのことをまた申しつけくだされば対応させていただきたいというように思っております。

それでは、サクラマス交流センターの施設につきましてでございますけれども、これにつきましては、実施設計業務が完了し、6月3日の全員協議会でも皆様方に図面の提示をさせていただいたところでございます。こうした建物を建てるにつきましては、議員がおっしゃいますように、熊本の地震であらして東海大学の学生さんがお亡くなりになりましたということにつきましては、

大変お悔やみを申し上げたいというように思っておりますけれど、私どもとすれば、こういった防災につきましてもきちんと対処していこうということで、建物につきましても建築基準法に定められた基準に基づいて構造計算を行っておるところでございます。

こういった基準に適合するように、柱の太さやその数量、また壁の配置、そういった耐力壁、耐力柱、そういったものには基準に基づいてやるようにしておりますし、防火対策につきましてもやはり同様でございます。

また、建設予定地の七日市地区におきましては、多雪地帯というところに該当いたしているため、積雪が1メートル40センチ、これに耐え得るような構造が必要ということでございます。

そういった意味で、木材のサイズや量、これが通常の1.5倍近くに上がるようでございますけれど、こうした設計内容でございますので、安全には確保されているというように私どもは理解しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 耐震耐火構造がきちんと設計されていると言われますが、問題は設計書というか、設計上以上の高品質な材料とか企画の材料で設計者のおりに施工されるか否かも重要なことになると思います。これからの人生となる若い青少年たちが宿泊する施設ですので、よりよい高品質な宿泊施設が求められます。建築基準法をクリアしたから、消防法上クリアしたからといって安心できるものではありません。建築基準法上も消防法上もこれ最低限の耐震基準であり、耐火構造なんです。だから、最低限ではなくそれ以上のよりよい施設が求められると思っております。

先日、全員協議会の席上、私がこの耐震耐火構造に関する資料を要求いたしました。それでこのとおり6枚になったのですが出していただきました。これはなぜだと思われませんか。これは我々議員がそのおりに設計されているかどうかを確認するだけではありません。私がこういうことを要求することによって町の担当者が耐火構造、耐震構造についてどういう具合になっているかを確認し、それを自分のものとして今後の建築の施工の際に活かしてもらうためにこれを要求したわけです。

施工する際に当たって、施工管理は設計士に任せているからというのではなく、やっぱり町の担当者が行って、現地に行って、やはり監督をする必要があるんじゃないでしょうか。それによって、壁に隠れた接合部、いわゆる継ぎ目ですね、このあたりをきちんと施工されているかも確認できると思います。そうすることによって、手抜き工事も見抜けます。特に、耐火構造の建材につきましても、壁材ですから、最新の新しい材質のものがどんどん出てきますが、これらについてははっきりと言って、手抜きをしようならなんぼでもできるようなしるものです。

ですから、施工者が、町が委託する施工者ですので、そんなことはないと思いますが、手抜き

工事のないように、そういうことのないような施工管理をしてもらいたいと思います。

木造ですから、素人でもわかると思います。また、先ほど言いましたが、壁に隠れて見えない部分というのは、施工する際に写真を撮らすなどの指示をすればよろしいのではないのでしょうか。

それと同時に、現地に行ってこの壁の材質については何年生なのか、不燃性なのかとか、その辺のこともいちいち聞くことも必要ではないかと思っておりますが、そのあたりのことも十分に努力されていくことによって、高品質な施設ができるのではないかと思っております。そのことを伝えたくて次の公営塾の開催の計画をされると聞いております。あわせて公営塾に必要な施設が当初から整備されるのが望ましいんですが、整備する施設の概要についてお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 公営塾のほうへ行かれましたけれど、先ほどのいわゆる安全性につきまして、これにつきましては、職員が担当はいたしておりますけれど、建築を専門にやった職員が担当するわけでは決してございませんので、決して専門的な知識を有していないということは御理解いただきたいというように思っておりますし、ああして確認申請をしてやる、これでオーケーだということをいわゆる県から認可をいただく、承認をいただくわけでございますけれど、議員おっしゃいますように、それ以上のことと言えどどこまでが基準なのかということもございまして、どこまでやっても。またこういったものの公共施設の建物につきましては、補助金なり起債につきましてはそれなりの基準がありますので、それ以上のものを超えてつくれば当然、町が負担をしなければならないというようなこととなりますので、どうしてもやはり今いわゆる法をクリアしているところで対処するのが現実でございますし、職員が行って材質をということでございますけれど、今まして自動車のいわゆる燃費問題、また最近もいろんな国に対する基準を満たさないようなといいますか、そういった悪質な材料なり資料といったものをどこまで信用するかということでございますけれども、私どもとすれば、やはりそういった国の基準をクリアしておれば、そういった材質のものでオーケーであろうという。これはやはりそのために設計業者に対しまして、また監理業者にそういった監理をお願いする、高いお金を出してお願いするわけでございますので、そういった専門知識を持って、いわゆる指摘をする。職員が見るのは、それはやはり立ち会いますので当然見てはおりますけれど、その材質の表示がいわゆる耐火であれば、それが耐火基準にあっているかどうかということまで聞いても、いわゆるそこを施工される業者さんもそこまで御回答はできないのではなかろうかというふうに思っております。

当然、監理のときには職員立ち会いますので、それはその点、議員がおっしゃいますような職員も知識がないなりに監理業者と一緒に立会いさせていただきながら、疑問にあるところは質問等、要望等は出されるというように思っております。

また、公営塾につきましてはどうなのかということでございますけれど、今現在、小中学生を

対象として実施しておりますよしか塾につきましては、一般的な学習援助をするものでございます。所管しております教育委員会におきましても、小中学生の学習意欲の向上、その習慣化を図っておるところでございます。学力の向上となるように、よしか塾を設置しておりますけれど、こうしたよしか塾では高い専門性が求められます高校生の学習支援を行うということは、現段階では困難であろうというような考え方であります。しかしながら、このサクラマス交流センターにつきましては、目的のコンセプトの一つにこういった公営塾も今後考えていこうというようなことが入っておりますので、高校生を対象とした学習支援について、そういった必要性があるんではなかろうかということが出てまいると思いますので、今後さまざまな観点から検討していこうというように考えております。しかしながら、それ以前にさまざまな課題がございますので、随時解決を図っていきながら、そういったいろんな状況を克服できた暁にはやはり高校生のところへまで対象を広げていく必要があるかと思っておりますけれど、当面はやはり町立の小中学校の課題解決がどうしても先になるんではなかろうかというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 公営塾の話は先送りするとか、今後の課題だといわれることなんで、ちょっと残念なんですけど、私も昔この高校時代まで旧の六日市町で暮らしていて、そのときにやっぱり大学へ進学するに当たっては都会並みの塾へ通いたかったという思いがあります。しかし、当時は今ほどIT技術が進んでおりませんでしたので、なかなか難しいことでしたが、今はこの吉賀町でもIT技術を利用すればいくらかでも都会に負けない塾が開かれるんじゃないかと思っておりますので、今後そのようなことを計画される場合にはこれらのIT技術も利用しながらの公営塾を検討してもらいたいと思っておりますが、公営塾のお話はそれまでにしまして、今回示されたこの交流センターの計画図ですが、この図面によりますと1階部分には交流するルームが設けられておりますが、残念ながら私は思うには、この交流するために訪れた方々がトイレを利用するに当たってはそのトイレが計画されていないように思っておりますが、いかがでしょうか。

また、この施設には身体障がい者も利用されるんじゃないかと思っておりますが、身体障がい者はここには宿泊させないんだということなら別ですが、もしも人にやさしいまちづくりを目指す吉賀町に車椅子でも留学したい、ここを利用したいという青少年が現れたらどうするものでしょうか。この施設ではちょっと利用が難しいんじゃないかと思っております。

健常者のための設計というしか見えません。例えばの話が、ベッドですが、ベッドはつくりつけのベッドでこれはロフトを利用してあります。ロフトを利用したつくりつけのベッドで車椅子の利用者の方がどのようにしてこれを使う、利用するのかということも考えれば、とてもじゃない、この施設では難しいんじゃないかと思っております。このあたりについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、交流施設につきましては、私どもとすれば管理人室がございますので、そこのトイレを利用してというように思っておりましたけれど、やはりそれはそれ、また交流室は交流室として必要というように認識していますので、これにつきましては設計変更させてでもトイレは設置する必要があるかというように思っております。ぜひそのようにしたいというように思っておりますけれど、車椅子等の障がい者に対してどうなのかということでございますけれど、当面、今ああして町外からお見えになる方々に対処する、またその方々と高校生との交流といったことを中心に考えておりますので、現在のところはそうした、1階部分にはそれに対応できると思っておりますけれど、2階へということになればなかなか難しい部分がございますけれど、そういった状況が出てくればそれなりにまた考えていく必要があろうかと思っておりますけれど、当面は2階部分にいわゆるエレベーターをつけるとか、また車椅子を利用させる施設をということまでは考えておりませんけれど、1階等で利用できる状況ではなかろうかというように思っておりますので、そういった状況が、困難な状況が出てくれば対応、今後対応していきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この交流センター、青少年を大切な親元から預かる施設ですので、町が責任を持って預かっていかなければなりませんので、先ほど町長は法律の最低限をクリアしとれば補助金などの関係上、それ以上の施設はできないと言われましたが、そのこと、そういうことでなしに、やはり全国から青少年を預かって交流していただくという立場に立ち、町是でもあります人にやさしいまちづくりを目指した交流施設と、サクラマスとなって、将来この吉賀町に帰ってきて活躍する青少年を育てる、またそのためにも交流するというための施設として建設されることでしょうかから、そのことを強く要求して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で1番目の通告者、2番、大多和議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、2番目の通告者、1番、桑原議員の発言を許します。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私は、安全、安心のまちづくりというテーマで質問を通告しております。またその質問が3つの要素であります。

質問に入る前に、去る2カ月前、4月14日夜及び16日未明に熊本、大分県地方に発生した地震により被災され、亡くなられた方の御冥福を祈り、被災された方の一日も早い復興を願うものであります。

熊本地震、昨年に関東地方の豪雨による鬼怒川の堤防の決壊による災害、またさきの東北大震

災、近いところでは津和野町、阿東町にまたがる豪雨による災害等、近年想定にない災害や予告なしの災害が相次いで起きております。

そこで、5月19日、山陰中央新報の報道でありますと、山陰両県内のほぼ半数の17市町村が大規模地震時に必要な仮設住宅の建設候補地をあらかじめ決めていないことが判明しております。鳥取県においては、さきの鳥取県西部地震を経験したため、約9割の市町村が選定済みとのことです。一方、島根県では19市町村のうち4市町にとどまっております。今後の対応については多くの市町村は検討もしくは必要に応じて選定、そして年度内に選定とあります。我が吉賀町の対応は直ちに選定と遅ればせながら、前向きに捉えていると思います。

そこで、この選定に当たってどのような手順、基準を持って選定するのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 桑原議員の御質問でございます。安全、安心のまちづくりについてで、いわゆるこうした先ほど議員がおっしゃいましたように、熊本地方、また山口県等で災害が起きておりますけれど、災害はいつどこで起きてても不思議はないというような状況でございます。まして仮設住宅等の報道がされまして、私も選定していないということで驚いたわけでございますけれども、こうして熊本地震を受けまして、県内市町村の防災体制等がマスコミで報道されております。

島根県におきましては、マスコミ報道等で熊本地震に係る課題を25項目設定して、市町村との意見交換を行ったところでございます。本庁舎が使用できなくなったための代替の庁舎の特定、また電子媒体や紙ベースでの行政データのバックアップの確保等を定めました災害時業務継続計画の策定について、県内19市町村で策定済みが1町、美郷町のみということでございました。

こうしたことで、こうした25項目につきまして、策定に向けた課題について今、意見交換を行ったところでございます。

御質問の仮設住宅の建設用地事前選定につきましては、平成26年度に町としては選定しておりますわけでございますけれども、蔵木小学校グラウンド、六日市体育館の裏、真田グラウンド、エコビレッジかきのきむらグラウンドの4カ所を候補地と選定しておりましたけれど、県への調査の提出を怠っておりまして未提出ということでございましたので、いわゆる選定していないというように扱われたところでございます。

これにつきましては、その要件として、5年程度の長期的な安定した活用ができる土地ということ、また日常生活の利便性が確保できる土地、また二次災害等の危険が少ない被災地で、被災者が不安なく生活できる土地、また建設に伴う資材搬入等の道路が確保されるという4つの点を要件として設定し、4つの候補者のうち真田グラウンドにつきましては、昨年人工芝にいたしましたのでこれを削除して、残りの3カ所を建設候補地として県の調書を作成し、申請するという

考え方でございますので、選定してはなかったわけではなかったんですけど、県への調書が出してなかったということと、本年度につきましては真田グラウンドを削除させていただいて、1カ所少なくなったということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 一応、建設予定候補地はもう選定済みであると、3カ所、これを聞いて私もひとつ安心しておりましたが、特にこういった仮設住宅で、あと対応をされるのは、インフラの問題があると思います。その点、この3カ所においてはインフラも十分な対応がとれる箇所であるということでございますか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、今申し上げたところで対応したいというように考えております。また、別に候補地等があればまたそれは少ないより多くあったほうが良いと思いますので、そういったことも検討しながら、今後は対処していこうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） それでは、次の要旨について入ります。

昨年9月9日から11日にかけて発生した記録的な豪雨による鬼怒川の堤防決壊による災害はまだ記憶に新しいものです。国交省ではこの災害やこれまでの浸水災害を検討し、全国の20河川の浸水区域の見直しを行い、5月末に発表しております。この20カ所の河川のうち、高津川も入っております。

今回、全戸に配付された防災マップに記載されている浸水想定区域は1ページのみであり、真田地区から立戸地区の範囲となっております。他地区の想定される箇所はなかったのですか。

このような防災マップ、ここに今回全戸配付された防災マップですね。これが、この防災マップについて私としては使い方等をもっと利用できるものがあると思っておりますが、あわせて、先ほども申しました防災計画の見直し、あるいはそういったことを含めて、その想定区域がほかにもあったのかなかったのか聞きまして、見直しについて町長どのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいます、御質問でございます、2点目でございます。やはり、ハザードマップにつきましては、平成22年に作成して、全戸配付を行いました。またその後、吉賀町内の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定が行われ、また近年、多くの災害が発生していることから、改めまして住民の皆様方へ防災対策の喚起を行うために、今回防災マップという形で作成し5月末に全戸配付を行い終えたということでございます。今後の防災対策に役立たせていきたいというように考えております。

先ほどいろいろ町内1カ所ということでございますけれど、まして今まで過去に国道等浸水したところにつきましては、鹿足郡土木協会で要望して、今、大変長い工事で住民の皆さん等に、御通行される方々に迷惑をかけておりますけれど、ああして下須のほうの道路改良も県のほうでやっていただいておりますので、そういったことがないように今後もこれまでに過去そういった状況が出たところにつきましては、改善していただくように要望活動を続けていこうというように思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この防災マップについて、私もざっと見させていただきました。例えば、この安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウスという周辺ですが、この河川が、ここは土石流になっているわけですが、その中でそのログハウス村が避難場所になっているわけです。ですけれど、土石流がちょうど入っているような感じで避難場所がある、そういったところ、かなり詳細な避難場所もみな図面に載っています。この図面いいとか悪いとかいうて私は言うつもりではないんですが、そうしたものすごく家屋が密集したところの防災施設等、いろいろな小さい字で書いてありまして、大変見づらくなっております。そういうふうな感じで、住民の方も大変この防災マップがちょっと見づらいという話をさせていただきました。高齢者の方やら婦人の方はちょっともう少しこういうふうなのは大きく、また地域に密接した大きさの図面であってほしいというふうな要望を聞いております。そのような観点で、確かにこれはいろんな形でもって、大変有効な防災マップだと思いますが、またこれをどういうふうに、ただこれをかけておいてくださいというふうな形ではなくて、もっとこれをどういうふうに使ったらいいのか、これをどういうふうに見たほうがいいのか、そうした啓発活動について私は必要だと考えておりますが、その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいますように、ああして各集落等で出ております。例えられました、ゴギの郷ですか、これにつきましては安蔵寺山で、建物のすぐ上には堰堤があるということで、その点で指定したんだというように思っておりますけれども、やはり議員がおっしゃいますように、そうした町全体で小さな字ということではなしに、やはりその集落集落でやはりそういった身近な危機に対する対処をする必要があるというように思っておりますので、やっぱり地域で自主防災組織をつくっていただきながら、その集落での、どういった今までに災害が起きたのか、こういったところが懸念されるというふうなお話をさせていただきながら、またコンパクトなその集落でわかるような、いわゆるマップといったものが必要であろうかというように思っておりますので、今後は検討していただくように担当課のほうには申しておきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 今定例会に陳情書が出ております。これは柿木地区の住民の方からの陳情書ですが、高津川本流と福川川の合流地点による河床の川の水量による河床掘削で、堤防の決壊が将来、近い将来案じられるための陳情書でございます。これはまた経済委員会でも現地視察と考えておりますので、またこのことは今回取り上げるつもりではなかったんですが、一応そうした堤防とか決壊につながる箇所が、私はこの吉賀町内にいろいろな箇所があると思っております。またそのために浸水もかなりあるのではないかと考えておりますので、高津川 1 級河川でございますので、国土交通省との調整協議を強く要望するものであります。

3 点目に移ります。去る 5 月 4 日午後 3 時 5 5 分ごろ、邑南町の県道で発生しました事故で、走行中の軽乗用車の助手席側に直径約 1 メートルの石が直撃し、乗っていた女子大生の方が全身を強く打って病院に運ばれたが、まもなく亡くなられたとのことです。

また、県内の市町村道で 2 0 0 6 年から 1 5 年度まで落石による物損事故が計で 2 7 件、そのうち吉賀町でも 3 件起きているとのことでございます。人身事故につながる可能性があります。このことについて、対応について町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、邑南町で起きました落石事故に関連しての質問でございますけど、その前にああして要望書が出ております柿木の河床掘削等につきまして、これにつきましても、雨の量にもよりますけれど、どうしても本流のほうが水が多いということがございますし、過去に浸水したということもあるようでございますので、今後につきましては、やはり島根県等と協力し、善処していただくように対応してまいろうというように考えております。

道路につきましては、道路管理者として道路の安全性とまた円滑な交通を確保するということが大変な、重要な問題でございますので、その実現に向けては日々努力しているところでございます。

現在、吉賀町には国道が 1 路線、2 6 . 5 キロメートル、県道が 7 路線、7 4 . 8 キロメートル、町道が 3 1 4 路線の 2 2 3 . 0 キロメートルという状況な町内にある道路の状況でございます。町内の国道県道につきましては島根県の管理ということでございます。

今回、ああして不幸な事件が発生いたしましたけど、これにつきましても県道の落石事故でございますけれども、やはり管轄は島根県ということで県内の要対策箇所の点検を重点的に進めるとともに、対応等につきまして対策会議等の結論を待って、対策を講じていくということをお願いしているところでございます。

吉賀町におきましても、今回の事故を教訓に落石の危険箇所があると判断している箇所につきましては、改めて点検作業を実施するというようにしております。

点検の結果、危険性が高いと判断した場合には、必要に応じて予算措置を行いながら、できるだけ速やかに危険性の除去に努めてまいりたいというように思っております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、町道は路線数が314路線、総延長が223.0キロメートルにも及ぶ膨大なものでございます。そのほとんどがどうしても平地ではない急峻な山と谷との間を縫うように通っているわけでございますけれども、そういった状況ですので、のり面の数でもまた落石等の危険性がふえるということでございます。

こうした必然的に予算と人員の制限がある中で、これだけの現況を担当者が一管理業務として担当されているわけでございますけれども、なかなかそれに対応するには厳しい状況にあるということとは事実でございます。

道路パトロールを年間行っておりまして、一斉点検等の回数もふやすなど、危険箇所の発見をし、また除去について対応していきたいというように思っております。また、住民の皆様からの情報提供など寄せていただければそれに対応していこうかというように思っております。

そうしたことで、これまでもいろんなところでそうした落石等があったと思いますけれども、どうしても小さいものならそれほど害はないかと思っておりますけれども、どうしても大きな石が落ちてますとどうしても事故につながりやすい。

過去聞いたお話では、棧敷停留所の山の上から大きな石が落ちたようでございます。それは冬場でございましたので、雪が積もって、雪のたるまのような感じで、通りかかった車が雪でそれを壊して通ればということで車をぶつけてラジエーターを壊したということもあったというように聞いておりますので、やはりそうした、ここは国道でございますので、県管理でございますので、こういった事例があったというようなことも県のほうには伝えて、今後の参考にしていただき、また町道につきましては、先ほど申し上げましたように、住民の皆様方からの御意見をいただきながら、そういったことへの対処をまいりたいというように思っております。

今後とも住民の、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、吉賀町の道路管理に努めてまいろうというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 以前は確か道路維持の業務委託が土木の業者の方と結ぶような形であったと思うんですが、これは今現在は町ではないですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今の町道の委託業務等について御説明させていただきます。これまでは直営といいましょうか、直接担当者が不具合等を発見をし、それから住民の皆様方から連絡をいただきながら対応してまいりましたけれども、ことしから業務ということで、旧六日市町、それから旧柿木村で業者さんを決めさせていただきながら、直接不具合があったときにつき

ましては、連絡をとらせていただきながら対応をしているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） こうした町道、特に町道が住民の方の活動、あるいは農作業、あるいは林業にかかわる生活道という密接な道路でございますので、またそういった管理について、ただ本当、通行どめにすれば一番簡単なことかと思いますが、そういうことなく道路管理、あるいはのり面管理についてしっかりと管理していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、1番、桑原議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間の休憩をします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、5番、中田議員の発言をします。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、5番、中田でございます。通告を1件ほどしておりますので、通告書どおりにいきたいと思っております。

運転免許証の返納についてということでございます。最近、テレビ、新聞等のニュースで高齢者の高速道路での逆走、あるいはブレーキとアクセルの踏み違いなど、交通事故が問題視されております。そんな中、高齢者の認知機能検査を強化した道路交通法が成立し、来年3月から施行予定となっております。

内容は、75歳以上の方が逆走など18項目のうち、どれかを違反すれば臨時検査の対象となる道路交通法施行令の改正案がまとまったようでございます。吉賀町の4月末の人口が6,438人と高齢者人口が2,708人、高齢化率が42%ということであります。

そのような中で、75歳以上の免許保有者は全国で、平成26年度末でございますけど、447万人となっております。吉賀町の平成28年4月末で、免許保有者数は4,305人、65歳から69歳の方が597人、70歳から74歳が354人、75歳から79歳の方が298人、80歳以上の方が356人と、65歳以上の方、合計で1,605人、37%ぐらいおられます。大変高いこの高齢化率が42%、また免許証の保有率も高齢者の方が多数おられます。

そういった中で、昨年死亡事故者数は、全国で4,117人、そのうち2,247人、55%が高齢者となっております。特に多い県別では、愛知県が213人、大阪府が196人などでござ

います。一番少ない県としては、島根県と徳島県が27人で最少ということでございます。

島根県の内訳は、人身事故が1,388件、65歳以上の方が520件の38%を占めております。物損事故が2万110件であります。鹿足郡内では、人身事故が22件ありまして、吉賀町が9件、津和野町が13件あったそうでございます。22件のうち、65歳以上のかかわる事故が、加害者5件、被害者が4件と、物損事故は291件、そのうち吉賀町内が113件、津和野町が178件あったそうでございます。

その内訳で、65歳以上の関係者は229件、79%を占めております。その内の加害者が193件、被害者側が36件ということございました。

このように、事故は増加の一途をたどっています。交通事故においては、被害者、加害者ともに大きな不幸を背負うこととなります。今まで国のため、家族のためにと一生懸命生きてこられた高齢者が一瞬にして不幸な状況に陥ることはまことに残念であります。このような事態を防ぐために70歳以上の方は免許更新時に特別講習が義務づけられており、有効期間は3年となっております。認知症と判断されれば取り消し処分もあるとのことでございます。また、身体機能の低下を理由に本人の申請により運転免許証の返納をする制度もあります。希望すれば1,000円で身分証明書として運転経歴書を交付してもらえるとのことでございます。ただ、この返納制度は免許証を持つ本人の意思とともに本人のおかれた状況に目を向けることが重要となります。

実際にこのことを裏付ける調査資料も次のようなものがあります。運転免許証の返納を考えたことがあるかとのアンケートで、85%の方が考えたことがない、理由はまだ普通に運転できるので返納しない、返納をたまには考えたことがあると答えた人は、まだ普通に運転できると答えた方が73%、返納するとかわりの交通機関がない、不便だという方が34%、運転能力の低下を感じてはいるが、返納するほどではないという方が31%などの意見があると統計で出ております。

高齢者運転の特徴は、速度超過は少なく、一時停止、優先通行妨害、運転操作不適切なタイミングで右折開始する傾向が多いとのことでございます。

70歳以上の家族の運転目的は、1位が買い物のためが28%、2位として通院のためが20%、3位が職業として、4位が遊び、5位が家族の送り迎えのようでございます。

また、70歳以上の免許保有者を持つ50歳未満の人の意識調査ということの結果でございますけれども、危険だと思うので運転をやめてほしいが18%、危険だと思うが移動手段がないので運転はやむを得ないが28%、今は大丈夫と思うが体が衰えてきたら運転をやめてほしいが48%とのことあります。つまり、9割の高齢者の方が運転は危険が伴うと認識しているようでございます。

以上のようなアンケート調査結果がありますように、高齢者の方がかかわる交通死亡事故や物

損事故などが非常に高く、国民の意識としても運転は危険であると認識していることがわかります。しかし、現実的に免許証の返納をすると買い物や通院、家族の送迎など生活に直結する不便が待ち受けることになります。こうした問題は危険だからやめさせようということではなく、高齢者の方が運転をやめても生活に困らないような施策、もしくは生活の補填をするような施策を考えることが重要なのではないかと思います。

松江市と雲南市はバスの乗車券や入浴券など2万円相当を1年間に限り補填をしております。益田市、江津市では石見交通が行っているようでございますが、バスの運賃の半額の制度があります。このように石見交通の方とちょっとお話をしましたけれども、この制度で新しいお客の層が期待できるとか、また行政からの補助金があれば、益田、広島間の運賃も半額ぐらいにできればいいですねというようなお話もしておられました。

平成28年4月末で、町内の免許保有者、先ほど申しましたが、75歳以上の免許保有者は654人です。そのうちの2%の方が返納した場合、約14人ぐらいです。なぜ2%かというところ、平成27年中に6人、28年4月までに6人の方が町内で返納されておられます。制度をつくと増加すると思われるから2%ぐらいの返納率ではなかろうかというふうに、私は考えております。

四、五日前にNHKニュースで言われておりましたが、島根県では平成26年度に1,584人の方が返納されたそうでございます。そのうちの75歳以上の方が67%であったとの報道がなされておりました。最初に申しましたように、事故においては被害者、加害者ともに多くの不幸を背負うことになると思います。このことはあくまでも高齢者ドライバーの運転事故の防止というのが大きな目的です。

そこで、私の提案ですが、免許証を返納した場合、バスやタクシーの回数券を補助し、デマンドバス路線の利便性と拡充などを行い、返納を促し、吉賀町も制度をつくったらと私は考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 中田議員の運転免許証の返納についてという御質問でございます。高齢者の免許、また事故の状況、議員の質問の内容で改めて感じたわけでございますけれど、高齢者が関与する交通事故の対策につきましては、警察を初めとして交通安全に関与する人の共通の課題でもございます。早急な対策が求められておるわけでございますけれど、これまでも法改正等が行われ、御指摘のように高齢運転者につきましては、運転免許更新時の講習、また認知機能検査の導入が予定されております。

こうした高齢者が関与する事故防止のためにいろんな施策が行われておりますけれど、なかなか減少ということにはいたっていないのが現実でございます。

この辺につきましては何歳にということにも、いろいろ適応があるのできちんとしたことはできませんけれど、この返納につきましては、御指摘のように、島根県内でも松江市、雲南市、奥出雲町などいくつかの自治体で支援事業を実施しております。

支援内容につきましても、どの自治体におきましてもバスやタクシーの利用助成金、また入浴施設の利用助成などとなっております。石見交通が実施しております免許証の返納につきましては運賃の半額助成、これは近隣では益田市内、あるいは益田市と津和野町間の路線バスが対象ということでございます。高速バスは対象外となっておりますので、この石見交通が実施している事業については、吉賀町内では町民にとりましては適用除外というようなことになっているわけでございます。

そうした中で、やはり町内での移動、そういったものを担保しながら免許を返納していただくということが大事でございますので、やはり交通事故防止のための運転免許証の自主返納というのは、大変有効な手段であると思われまして、議員の提案がありました支援対策につきましても検討していきたいというように思いますけれども、やはり返納される側といたしましては、それなりの、先ほども言いましたような、利便の担保といったものが必要になってくるわけでございますので、どうした形のものがいいか。

ただ、やはり交通手段で持つておるわけでおございますので、温泉利用券がどうなのかというよりは、やはり交通を担保するようなこと、また議員おっしゃいますような運行回数の増加なりそれなりのことをやっていく必要があるかというように思っておりますけれども、そういった条件等の整備につきましては、今後前向きに検討させていただきたいというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 私の質問に対しまして、町長も大変理解のある、前向きの御返答であったというふうに思い、大変恐縮しております。以前から私もデマンドバスのことにつきましては、いろいろ岩国市交通の件とか町内のあちこちをもう少しきめ細かく利便性を高めるような方策というものを提案したことがありますけれども、この高齢者の運転につきまして、これをまた契機にもう一度原点に戻ってこの交通事故を減らすというようなことを思いに入れながら、もう一度交通体系というものを、先ほど大多和議員のほうからもありましたけれども、そういうふうなことも考えていただきながら、利便性を高めていただくような方策をとっていただきたいというふうに思います。

大変、短時間で済みましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここでケーブルのほうのディスクの入れかえ等のことがありますので、5分間休憩します。

午前10時33分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

4番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、私が1点通告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

人口増加のアイデアと仕掛けについてという題なんですけども、人口減少に即効性のある対策はないとして、ただ鎮座していたのでは何の変哲も起きないというふうに思います。やはり、地域力をいかに活かして守るかであると考えますが、去る4月14日、16日と2回に及び九州地方で震度7もの地震で大変な大惨事が発生し、今現在も頻繁な余震が続き、住民は不安にかられて、生きた心地ではないというふうに考えます。

我が島根県も断層が津和野から浜田の弥栄、東部では宍道断層と2カ所ぐらいあるというふうに聞いておりますが、当町は幸いにも大惨事のない安心、安全なまちだと言えるのではないのでしょうか。

5年前の3月11日の東日本震災の復興もいまだ完結はしていない中でありますが、この地に暮らしている住民はなぜそんなに危険な土地で、引き続き家屋を再建したり生活を守ろうとするものでしょうか。やはり、生まれ育った大切なふるさとだから、その地に生活の糧があるということなんでしょう。それだけふるさとは思いがあり、価値があるわけなんですけども、今国の借金が国民1人当たりが826万円、県の借金、プラス町の借金も1人当たり全会計入れますと180万円となっております、町民の預金残高が1人当たり50万円程度です。

これが企業や家庭であれば倒産であったり破綻であると、そういう状況下にあります、何て言いましても少子高齢化で日増しに人口減少が顕著になっておりますので、今こそ企業誘致であったりIUターンの促進、視察等の住民の受け入れ、既存の町内産業界の育成に心血をそそぎ、ふるさと納税ももっともっと過熱すべきだというふうに、私は考えております。

まず、安全な町としてのPRの手段として、仕掛けについて、ただいまホームページ等を立ち上げております中で、それだけのみでやっていかれるおつもりなのか、ほかにどのような手段をとられるのかということについてもお聞きをします。それと、企業誘致に対しましてはどのような業種を選択肢としておられるのでしょうか。定住、住まいに関する補助金が大きく分けて4種類あるわけなんですけども、その中で、環境的に言いまして、住宅関係で、まず倒壊の恐れがある町

内ですね。通学路指定の沿線上にありますところで、安心安全な環境整備についての今後の対策と持ち主に対しての指導ということと同時に、そういうことに対して、補助についてはいかがお考えなのでしょうか。町の事業予算は一切町外に出さないというお考えについてはいかがでしょうか。それと、ふるさと納税の過熱についてのお考えを、以上、5点についてをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、河村議員の人口増加のアイデアと仕掛けについてという御質問でございますけれども、吉賀町におきましては、議員がおっしゃいますように、活断層も通っていないということでございます。過去に大きな地震は発生しておりませんので、地震に対しては比較的安全な町と言えるのではないかとこのように思っているところでございます。

安全な町としてのPRということでございますけれども、町外の方に対しましてホームページやU、Iターンフェア等で直接呼びかけることは考えられます。また、原発の影響がないことを理由に吉賀町にIターンをされた方もいらっしゃるというように聞いておりますので、安全な町ということでPRしていくことは必要かと思っておりますけれども、さきの熊本地震におきましても、熊本県が安全な県だということでホームページに載せていたものを急遽削除したということがございます。ただ、それを、いわゆるうたって、そのことでおいでになった方に対してどういった責任をとるのかということもございまして、これまでもいくらか、何回も申し上げておりますけれども、この役場のある鹿足河内川の上流のほうから過去に、いわゆる洪水があったと見られる田んぼへのグロといったようなものの石が積んであったというような状況を考えれば、果たして、地震は今のところないですけど、そういった土砂災害等を考える中に、それだけを単独でうたってということにはなかなかならない。やはり今までこういった災害のなかった町ですよといったようなことは、いわゆる町をPRする中においては必要なんではなかろうかというように思っているところでございます。また、企業誘致はどのような業種と選択としておるかということもございますけれども、企業誘致を推進している中で、どのような業種ということもございますけれども、町内の立地の問い合わせ等があった場合には特に業種にかかわらずに対応しているのが現実でございます。過去に工業団地として紹介いたしました高尻地区におきましては、大規模太陽光発電システムが設置されております。また、先般の全員協議会で議題といたしました広石地区につきましましては、農業参入でミニトマトの生産を行うといったことで調整をいたしております。

一方で、町が行う助成といたしましては、企業立地推進助成金といたしまして、製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術研究専門技術サービス業において、それぞれいろいろ条件がございますけれども、企業立地奨励金設備整備補助金、雇用促進奨励金、事業所等賃借補助金、インターネット回線利用料金の補助、こういったものを行ないながらやっているわ

けてございます。

これらの業種につきましては、島根県でも優遇制度を設けて誘致を推進しております。製造業の場合には雇用人数の増加が大きく期待できること、また情報サービス業、インターネット付随のサービス業につきましては、立地に当たりまして大がかりな投資が必要でないといったことで、空き家などを利用して割と手軽に移転できることなどにより、町におきましても推進しておるところでございます。今後、人口拡大及び雇用の場の確保という観点からは、必要に応じて柔軟に対応していくことといたしておりますけれど、個人的に思いますのは、やはり内需関連の事業が来ていただければ非常にありがたいというように思っているところでございます。

また、3番目の定住等でございますけれど、住まいに対してどういったことなのかということ、環境等で4種に分けておられますけれども、昨年、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、法律の中で倒壊等著しく保安上、危険となる恐れがある状態の空き家のことを指す特別空き家等が定義されたところでございます。特定空き家等に対しましては除却、修繕、立竹木の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令を行うことが可能となりました。

なお、改善されてない場合は、行政代執行の方法による強制施行も可能となったところでございます。吉賀町におきましては、昨年から町内全域で空き家調査を実施いたしております。空き家の実態、把握がおおむね完了したところでございまして、法律では空き家に関する対策の基本的な方針について定めました空き家等対策計画を策定しないと助言、指導、勧告、命令等を行うことができませんので、今後は法律に定められた地域住民、町議会議員の皆様方、学識経験者等の皆様方等で構成する協議会を設置し、空き家等対策計画の策定を行い、空き家の利活用を図り、所有者の適切な管理について住民への周知をしていこうというように考えておるところでございます。

町管理ではございません国道沿いにそうした空き家で危険なものが先般出ておりますので、土木事務所等と協力しながらその対策等に対処したところでございます。

また、町の事業予算は一切、町外に出さない考えはあるかということでございますけれど、町の予算全てを町内で活用できれば最良でございます。できるだけ町内事業所を利用するようにしていかなければならないと思っておりますけれど、これはなかなか議員おっしゃいますが不可能なことであろうかというように思っております。町内にそういった商店がない場合は、いわゆる量販店まで行かなければ購入できないといったようなこともありますし、なかなか困難ではございますけれど、やはりそういった町内の、お金は町内で循環させていくといったことが必要でございます。

先ほど申し上げましたように、町内の事業所では調達できないものもございまして、入札される際におきましても、コンサル業務のように町内に該当する事業所がないといったようなこと、

また工事におきましても入札参加基準や適合する事業所がなかったりする場合がございます。議員以前からおっしゃっていますけれど、少々違反してでもということには、なかなか私どもの立場とすればできないというように思っているところでございます。やむを得ず町外への事業所に発注することがあるわけでございますけれど、そうした場合は使えるものは町内事業者を下請けなり使っていただきたいというようなことは申しながら、町外への事業者へ発注しているのが現実でございます。

まず、町内事業者で仕事を、そしてない場合は鹿足郡、もし鹿足郡にない場合は益田管内、益田管内でも難しいようであると島根県、また高度のような状況になると近くの広島県、山口県というように徐々に範囲を広げておりますけれど、私どもとすれば町内業者で対応できるものは対応していきたいという考え方は、これまでと全く変わっておりません。

また、ふるさと納税のことについてでございます。これの過熱についてということでございます。これにつきましては、今年4月1日付で総務省からふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為を行わずにというような通達が出ております。具体的には金銭類似性の高いもの、プリペイドカード、商品券、電子マネー、電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車、高額または寄附額に対し、返礼割合の高い特例品といったものが例示されております。

やはり、換金性の高いものに対して魅力あるということで、これは趣旨からすればどうなのかというように思っているところでございます。この吉賀町におきましては、やはり吉賀町のことを考えてくださる方という思いでございましたが、議員が以前御指摘がありましたように、やはり町内の産品を進める上には、やっぱり販売する、また名前を売っていくためにはそういったことも必要であるということで、昨年ですか、からか、いわゆる町内のいわゆる特産品をいわゆる見返りといったもので対応しておるところでございます。

やはり、そうした吉賀町を応援してくれるというお気持ち、志をちょうだいするという考え方でございますけれど、やはりこうした応援寄附制度を、先ほど申し上げましたように、発足させまして町内の特産品をお送りすると。特にお米になっておりますけれど、そういったことで吉賀町の知名度、また米の産地としてのブランド力の向上を図っていこうというように思って、流通、販路開拓のためにもふるさと納税を活用することを目的といたしまして、先ほど申し上げましたような贈呈を開始したところでございます。

そうしたことで、ふるさと納税の本来の趣旨を逸脱しないように、また返礼目的の寄附とならないようにすることも必要でございますので、吉賀町といたしましては、やはりそうしたふるさと納税をされている方のお気持ち、それにどれだけ答えられるかということが、先ほど申し上げた範囲内でございますけれど、そういったことを今後も続けながら、ふるさと納税のどうかといったものに取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 1点目の手段についてはホームページでということにつきまして、まず安心、安全ということで、過大な誇大広告と言えれば変ですが、そういったことによる定住を求めるということは、先ほど町長の答弁でありましたように、やはり保障という責任問題も出てくるわけではありますけども、とは言いましても、けさの新聞にも出ておりましたが、南海トラフが、30年以内に起こるであろうという予測でございますが、このたびプレートが2メートルずれたということによって、これ自然のことですから、学識経験者がいくら推測しても予定にはないとは思いますが、以外とあすかもしれない、あさつてもかもしれないというふうな救急な場合もあるかとは思いますが、やはりそういった前提をもとに私ももの言っているわけなんですけども、そうした中で、今回の熊本県であったりとかいろんな小さなまち、その地方で住民アンケートをとったところ、やはり生活の糧があるからその地にやはり再建して住みたい、子どものこと、いろんなことがあるからというんですけれども、そういったことがパーセンテージも結構高かったわけなんですけれども、中でも30%の方がやはりこんな震災を二度と思い出したくない、受けたくないということで、将来的にこのまちには住みたくないから安心、安全なまちへ移住したいというふうなことがアンケート調査に出ておりましたけれども、それから約2カ月たつわけなんですけど、気持ちに現状にかわりはないというふうには思います。

そうした中で、本町の職員が100人おられるわけなんですけども、そういった中で女性の管理職というか、女性の方が約25%ぐらいおられるんですね。そういったように、震災があった場合に、一番震災を受けた方が身近で困るということは、やはり女性の視点、観点というのが非常に重責を担うということもありますので、そういった意味で、今後の職員の採用につきましても、女性の職員の採用をというふうなことも考えていって、数字的に目標を持って、国のほうも管理職ではありますが、30%というふうなこともありますので、やはり、人口的に言いますと、女性も男性より多いわけですので、そういったところを町長のほうも任期はあと1年いっからありますが、考えてほしいなというふうに思います。

この任期につきましては、我々も一緒のことではありますけども、そういったところで、第1点目につきましてはそういうことの中で、引き続きPRに努めていってほしいというふうに思います。

2番目の、企業に、誘致についての選択肢はどうかということについては、ただいま行っておりますが、業種にかかわらずということで、推進助成としていろんな条件を満たす業種については、なおかつ推進していくということにつきましては、もっともっとやっていかなくはなりません、何と申し上げても、この地にあったような業種というのがなかなか都会からはじかれたような、あるいはもっと都会では、でもここでもできるけれどもと、いろんな業種があらうかと

と思いますが、いずれにいたしましても、なかなか企業誘致ということは苦慮するところであろうと思いますが、今後十分な、柔軟な対応をして、推進していただきたいというふうに思っております。

それと、定住、住まいに関する補助金が多く分けてということなんですけども、そのことについては、定住にかかわらず、高齢者の住宅改修とかいろんな施策を講じておりますけども、先ほど町長も言いました、何ていうんか、国道沿いであつたりとか通学路の指定がしてあるところについては、法律がありますので、行政代執行というふうなことも、これは以前から私が言っておりましたけれども、対策の計画書というものを策定中であるようでございますので、先般も質問で言いましたように、七日市でも空き家っていうのか、住民が住んでおられないのが、横立からうちの上の、向こうの小野々まで入れますと35件ございますので、住民がいないからといってすぐ倒壊とかそういうことではないんですけども、やはり空き家バンク登録をなおかつ推進して、それともう今にも崩れそうな、目に見えてわかるというような家屋もありますので、その辺は対策計画に基づきまして、行政側からやはり指導するというのも大切なことであろうと思いますし、指導することによって管理責任があるわけですから、費用の負担問題等ありますが、何も推進するから、指導するから町が出さなくてはならないということではありませんので、その辺は住民と、やはり納税義務者というものがおられるわけですから、その辺についてもきちんとした対応をしてほしいというふうに。

非常に迷惑をしていて実際に危ないなというのが七日市の私の近くでございますので、その辺のところを急ぎ手当てをしてほしいなというふうに思います。

それと、町の事業予算については一切外に出さないという考え方については、なかなか不可能であるという答弁でございますけれども、見ますに、今年予算なんかでも2億9,000万円ぐらい何がしのものを取り崩してまで組まなくてはならない、その絶対に必要な経費でありますからやむを得ないということでございますし、消費税の2年、半年遅れということもあって、いろんな一本化になって地方交付税がだんだん減少していく中で、事業を組み立てるといような、非常に厳しいかと思えます。と同時に、この町内に産業界に位置するものは、大変不況にあえいでいる、そして今年度の決算内容を見ましても、黒字経営しているところはほとんどっていいほどない。そういう状況下にあるわけですから、その不可能なことを可能にするのは、町長も言われるように、ものに違反をしてという意味とは、私は捉え方が違うと思うんですよ。それを、不可能なことを可能にするというのは一つの知恵、手段は知恵でできるということが可能にすることが行政の仕事というふうに私は思いますので、それは何も町長とか執行部の違反行為をしてまで私はしろということを申し上げているわけでは決してございませんので、知恵と工夫で可能なことはあるはずでございますので、町長はいつも県に従ってというふうなことを言われま

すが、国があって県があって我々がおる、さかさまの例もありますけども、やはりこの小さな田舎町の6,400人が生きていく上には、やはり必要不可欠な商店街であったり企業であったりするものが実在しておるわけですから、そのものを何とか円滑にまあまあやっつけていけるようにはしてあげるのが、行政の多大な努力であろうというふうに思いますので、可能なことを果敢に挑戦していただいて、やっていただきたいということを申し添えておきます。

それと、ふるさと納税の過熱についてということは、私も前々から皆様方も言うておられますが、趣旨に逸脱した返礼をとということを総務省のほうで新聞等でしょっちゅうのように出してはおりますけれども、やはり、町長が言われるように、この地でできた特産品を加工して、それがどんどん流通していくということが一番ベストな方法であろうというふうに、私も思います。

先般、テレビを見ておりますと、和歌山県でイタドリがゴンパチというそうなんですけど、皆様方もテレビを見られたと思います。そこではそれを、この辺でイタドリですから、道端であったりちょっとワラビとかできるようなところへ、単純にはこの辺でいうがらっとというか、あんなところで、余り肥地の土地でないところでもできる作物だと思っておりますが、これは漬物に加工したのが、もうそれができ上がるのを地元民も販売所ももう待っていて、もう生産が間に合わないということで、休耕田を利用して、そういうものを作付をして大量に生産をしてやって、そのものを売り出しているというのをやっておりました。

これは非常に自然界のもですが、肥土っていうんか、私は百姓ではありませんからわかりませんが、田んぼにも土にもよくあうようございまして、非常に作付が簡単であるというようなことも言うておりました。

そうした中で、いろんなところで、ワラビですね、先ほど言いましたように、ワラビを8センチ、鉛筆ぐらいの大きさに育てると、一束というか、それを炭酸か何かであくを抜いて、売るのが1キロ当たりが1,500円で売れると、それを、ワラビ餅っていうのがあるんですが、そのワラビ餅用に粉に生産、ひくと1キロ当たり3万円というんですよ。ということになれば、これも同じく、やはり休耕田にそのものを植えて、苗は苗というのは根だそうなんですが、何か太いものを見つけて植えておくほうが、より太いワラビができるということで、非常に高齢者にもその管理は、雑草が生えるぐらいで管理がみやすいということで、これ岩手県の西和賀町だったと思うんですが、やっております。それが功を奏してというか、隣接地帯の山形、山梨県にも波及して行って、どんどんこのワラビが出ているというようなことで、私が思いますのに、吉賀町も94%ぐらい山、あとは田んぼですよ、畑もあります。そうやって、百姓の担い手もいない中で、後継者不足で休耕田、あるいは荒廃地になっておる田んぼが多いわけですが、そういったところを利用して、そういったものを生産するだけでもふるさと納税の返礼に使えるものもあれば、決して金品を目当てにということじゃなくて、我々の町で安心につくったものを返礼するんで

すよという、大義名分も立ちますし、非常にいいことではないかなと思うんですよ。

ということは、即何かにとっかからないと、あれがいいね、これがいいねと、我々が提案するだけでは、実行性がないことを我々が言っているわけではないんですから、もう即でもできるというようなことから、手始めに、いろんな協力隊員とかが農業体験者とかが来られとつても、ただ田んぼ3反ぐらい貸したんでは1年間でそういうものが、生活できるようなものはできませんので、付加価値があってなおかつ流通のみやすい、そういったものを食して、安全というものを生産していただくというふうなところへ、やはり目を向けてやっていく。

浜田みたいにふるさと納税に特化して言えば、どんちっちノドグロですか、それを三重県の松坂牛、そんなことで、いわゆる今、はやっているのは互産互消という言葉なんですけど、自分方でできないものをお互いのところのものを交換し合うという互産互消、地域と地域が結びつく、そのことによってものが流通する、そうすることによって経済効果が上がるというふうなことで、非常にいいことではないかというふうに私は思いますので、イタドリがいいかわラビがいいかというところもありますけども、何か目的をきちんとして、この地にあったものをやっていくというふうなことをまずやるということが大切なことであろうと思います。

物事というのはやはり柔軟な発想をして、相次ぎ施策を提案して、この人口減少の時代に地域が活力を維持をするということが、本当行政力が、行政の働きが欠かせない状況にありますので、やはりひとえに職員の個々の能力とやる気の問題だと思います。それで、行政主導ではないほうがいいかもしれませんが、民間の我々ですね、やはりそういったノウハウや何かを求めるその財力といいますか、能力というものがなかなか日々追われて疎いものですから、やはりここは行政が主導して、いいことを先進的にやるという姿勢を見せていただかないことには、こういった難局は乗り切れないというふうに思います。

そういったところ、地方創生のまちづくりということはいろいろ言われておりますけども、やはり環境整備というのはやはり企業立地、地場産業の活性化などのやはり仕事を創出することが第一条件でございますので、なかなか先ほど言いましたようなことが、単年度で成果があらわれるということではないかもしれませんが、やはり我々はまだまだそうは言っても5年10年30年、30年はいきませんが、そこへつなげていく事業を展開するということが、なかなか企業誘致、誘致ってきれいごとを言っても、なかなか来てはいただけませんし、来られても高尻のほうはどうなっているのかわかりませんが、IT企業が来られているようでございますけども、今どういうふうな事業展開をしてどういうふうな効果が町内に上がっているのかわかりませんので、その辺のところ、あわせて町長のどう言いますか姿勢というものを伺いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員いろいろ言われましたんで、お答えが十分できるかどうかわかりませんけれど、順次お話をさせていただきたいと思います。

先ほど言われましたように、女性が活躍できるようなということで一億総活躍時代というようなことで、国としても取り上げてやっておられます。しかしながら、やはりそれは登用するにしても、実力が伴うんでないと、げたをはかせて登用した場合はそれが大きな負担となって早期退職に追い込むというようなこともございますので、町の職員につきましては、私だけでなしに、幹部の皆さん方とやっぱりそういった状況を勘案しながら対処するというところでございますので、その点は御理解いただきたいと思いますけれど、南海トラフの話が出たわけですけども、やはりそういった災害の場合に対処するには、やはり女性の感性、そういったものもお聞きしながら対処するのは当然のことだということに思っております。

ああして、昭和21年に、いわゆる南海地震があったということで、この30年間に必ずああした地震が起きるといようなことを言われておりますので、そういった意味で、いわゆる地震に対する対処といったものは、やはり議員がおっしゃいましたような、先ほども質問にありました仮設住宅の建設場所もございますけども、そうしたときの建設する際の内容等につきましても、やはりそうした女性の御意見、そういった力を活用するのは当然であろうということに思っております。

また、いわゆる定住で、いわゆる家屋につきましては、先ほど私どもがやっておりますけれども、事業等の入札制度のことだと思いますけども、議員以前は少々法律を犯してでもというようなお話でございましたので、私はそれはできませんと、常々言ってきたわけでございますけれど、やはり不可能を可能にするような知恵を、またいわゆる指導しなさいということでございますので、可能な場合は、私どもとすれば議員に言われるまでもなく、当然やってきておりますし、検討を重ねてきておりますので、それは議員にまた申し上げますけど、我々とすればそういうことは当然やっていくといようなことでこれまでもやっておりますので、これからもやっていくつもりでございます。

たまたま今、高知のイタドリの話が出ましたけど、このイタドリにつきましては、私はたまたま高知に行って、これは朝とったやつを茹でて、芋の皮のような感じの、つるのような感じのものでございましたけど、食感のいいものでございましたので、果たしてこの地域で皆さんに推奨してというものになるかどうかは別でございますけれども、このイタドリにつきましては、河津、金山谷のほうでいわゆる佃煮にされておったといようなことも聞いております。だけど、今の若い方というか、今いらっしゃる方にお聞きしましたら、記憶がないとかいうことでございますけれど、そうした地域の、いわゆる米の少ないときにそういったものを利用されたんだと思いますので、そういった新しいものとして新たに売り出すということは、当然よろしいかと思えます

し、またワラビの話もされました。これにつきましても、やはりヨモギにつきましても、ああしてヨモギを栽培されている方がいらっしゃるんで、そういったことも当然やっていくことは必要だと思えますけれど、じゃあだれがやるのかということになるわけでございますけれど、やはり町が推奨するというのであれば、それなりの販路、またそれなりの経費、またそれなりの収入、そういったものを裏づけになるものがなければ、とてもこれをやってみてくださいということではなしに、そういったことにまずは気づいた人からやってみて、これがいいよというようなことで拡大していくのが、私は筋ではなかろうかなというように思っております。

町がてんでのものを進めて農家を混乱させることではなしに、当面は今まで申し上げておりますように、吉賀の米といったものを中心にやっていこうと、その加工、今一生懸命担当課で頑張っておりますけど、そうしたことをやっていかなければならん。やっぱり産地化するためには、今の米以外のもので産地化しようとするれば、以前いろいろと御批判いただきましたけれど、米をやめてでもその一品に統一するとか、そういった大胆なことをしなければならぬ、そうすれば、やはりそれなりのやはり責任といったものがありますので、こういった形がいいのかということとは、我々とすれば藩制以来、津和野藩の米蔵をとということで経済を支えていた吉賀地域でございますので、これを中心にして考えていくのがいいのではなかろうかというように考えておるところでございます。

いろんな細かいことについては、やはり大きなものだけではなしに、小さなものも積み重ねれば大きな品物になりますし、ただこれにつきましても、メジャーになるためにはそれなりのいわゆる量は確保できなければなりませんけれど、こうした地域で道の駅なり直販所で売るにはそういったものも必要なかというように思っておりますので、そういった情報は仕入れながら、農家の皆様方にも進めていく必要はあろうかというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなか今の農業のことで返礼の話なんですけど、なかなか農家の人っていうのは担い手がいないということで、本来の農業、水田を放棄するわけですから難しいと思います。そういったところで、私が言いたいのは、例えば、地域おこし協力隊員というような制度を利用して、農業であつたりとかいろんなことで協力隊員というのはするんだと思うんですけども、そういったところをまず利用して、事業を展開さすという方法と、もちろん農家の方のいろんなノウハウとかものをあげなくてはできませんし、農家の方々にも協力していただかなければやれませんが、といっても農家の実際にしている人っていうのは本当に70歳を超えておられますから、なかなか難しいというふうに思います。

そこで、そういったことを先ほど町長が言われたように、気づいた人からやってくればいいのかというのは、それは本来のことだと思います。ですが、気づいていてもなかなか着手できないと

というのが民間なんです。ということは、それを気づかすような、促す、そういう行為をするのが行政ということなんです。ということは、行政がそういうアンケートが全てとは言いませんけれども、そういったいろんなアイデアを提供して、そういうことを気づいていただく努力をして、そういうことを募っていて、意外と成果が起きてくるかもしれませんので、そういうことを行政がやりなさいということ、私は何もかも、畑や田んぼでとやって、職員の方がということを行っているわけではございませんので、その辺のところを御理解ください。

それと、私が町長が違反をしてでも町内の業者にということは、それは多少の言葉のあやでございまして、それ違反したらつかまるに決まっておりますから、そういうことは言うてはおりませんが、今回の補正の3億円だって、全部、建築なんですよね、一般会計で言いますと。そうすると、一つは2,800万なにがしの程度のものでありますから、2,800万円ですかね、ですから地元でできると。あと2億6,000万円のサクラマス交流センターなんていうのはなかなかできないということで、やっぱり一般入札、指名はもちろんできないということで、そうするとどうしても外へ逃げていくというようなことが起きると思うんですよ。そこを何とか、それ業者さんの資格うんぬんということもあります。ありますけども、そこを、それは何回も私も言ってきたんですが、小さい町内の業者と大きいAクラスのもの組んで、どっちがあのかうって、学校もやったじゃないですか、ジョイントベンチャーで。そういうこともあるわけですから、やはり地元の人とベンチャーで地元のほうへお金が何がしか落ちる、そこで労働が発生するというふうな方法をとられると思うんですよ。そのことについて、サクラマス交流センターについては、町長はどういうふうにされるのか。この前も聞いたかもしれませんが、再度確認のためにお聞きいたします。

高尻の、先ほど言った企業誘致については、一体全体どんなことをして、二、三人おられるということなんです、ただいま現在、余り稼動していないようなということも聞くんですが、ただ電気がついてからおられるのかなというような程度の話なんです、この町にとってどういったことがこの高尻に来られたIT企業は、メリットと言えは打算的なんですけども、町に対してそれは算定基準って交付税がふえるんですよって言われればそれまでかもしれませんが、どういった吉賀町にとってメリットがあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

それと、これは何日か前の新聞に出ておりましたが、地域おこし協力隊制度を活用して、商工業者の事業継承ということが非常に難しいということで、津和野町が後継者の育成研修費などを補助するというふうなことで、6月中の事業の開始を目指すということで、非常に島根県下でも自治体としては先駆的なことを事業をやるということで、津和野町がいいよいいよということではありませんけれども、やはりこういったことはそういった制度に乗っかって、こういうふうにも使えるよというようなことをやられるんだと思うんですけども、そういった具合に、いろ

んなありとあらゆる制度を、それ執行部側は全部そういう国の制度、県の制度っていうのも全て網羅しておられるわけですから、我々はそういうものができ上がって、新聞に出たり条例として出たり、予算書が出たら、ああいうことができるんだなということを、遅まきではありますが、知らされるというようなことでございますので、なかなかその辺のところは難しいということですね。

そういったことで、津和野町がやられたことが大変商工業にも後継者がいない、私が常に持論ですが、後継者はいないことはない、自分の子孫がおるということは後継者はいるわけですよ。だけど、この町で事業を継承するに当たって、そのことで生活の糧にならないということがあるから、事業を続けていかれないということなんですよ。別に大都会に出て一流の企業に入ったって、一流企業だって今人口知能とか何とかいう時代ですから、容赦なく人員整理をしますよ。

そうすると、別にここ、生まれて育った人がふるさとを捨てたくはないと思いますよ。そうすると、商工業を営む後継者の方も何とかここで生活ができるのであれば、親の事業はいやだということでは、私はないというふうに考えておりますので、そのことに対して、今の事業も地元で落として、地元で全てを賄ってほしいということを声を大にして私は言っているわけですが、町長はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 今でも若い方がやはり都会からお帰りになって父の続けてきた農業を後継ごうということで、孫ターンの方と一緒に新しい作物、アスパラガスを植えてというようなことでやっておられる方もいらっしゃいます。そういったことをやはり応援するのが私どもの姿勢だというように思っておりますので、そういった方々が加工にはやはりそれなりの助成制度をつくりながらやっておるわけでございますので、やはり議員はそういったことをしっかり見ていただいて、やはりそれなりの応援をしていかなければならない。ただ、行政だけでなしに地域で、町民全体で応援をしていかなければやっぱり育っていかないと思っておるところでございます。

また、サクラマス交流館につきましては、まだ発注していないわけでございますので、別にここで発言は控えますけれど、やはりこの前、業界の方が要望においでになりました。ただお願いしますということだけではだめなんだと。自分たちでできるんだということをしっかり示して来てくださいということでお帰りいただきました。私どもは議員がおっしゃいますように、全く手をこまねいているわけではないし、やはりそれなりに不可能を可能にできるようなことを対応して頑張っておるわけでございます。

これにつきましては、やはり補助金が入っていない部分はある程度、町の、私どもの考え方でやれる部分がありますので、そういったところをやはりしっかり知っていただいて、津和野町の今の協力隊のお話が出ましたけれど、吉賀町の協力隊の場合は、今言うように、何でもというこ

とでなしに、今まで申し上げておりますとおり、今の菌床シイタケが厳しい部分、菌床シイタケに特化して2人を採用しておりますし、今、お茶の、規模的には小さいですけど、今後專業でお茶をやっていた方をとというようなことで、お茶で募集をしておりますし、そういったことをやっぱり、よそのことも確かに参考にはしなければなりませんけど、吉賀町は吉賀町でそれなりに見合ったようなこともやっているわけですから、そのところはしっかり地元のこともしっかり見ていただいて、そしてやはり御批判なり御発言をいただきたいというように考えております。

高尻のことについてちょっと発言が漏れましたけれど、これにつきましては、今のよしか塾、立志塾があるんですけど、よしか立志塾が、これに講師としておいでになった方なんですけれど、これが大分県の僻地の学校でIT企業をやっておられて、島根県にも、当初は奥出雲に友達がいるんで、その会社がつぶれたんで、その会社を再建するために力を貸したいので、島根県に出たいということがありまして、その情報を担当課の職員らが聞いておりましたんで、町長ぜひ行ってくれと、吉賀町に来てもらえるために行ってくれということで、担当職員ともども大分県の山奥まで行きまして、やはりそういった実情、私どもの町にもそういった事業が欲しいのでということで、来ていただくことになったわけでございますので、そういったITを関連しながら、行政の制度なり、この前も課長が説明をしたと思いますけれど、そういったものの、いわゆるICTを利用しての事業、また今当町では、今のお茶をどうしたら、いわゆる高付加価値をつけて売れるかと、そういったことを研究していただくというようなことをやっておられまして、電気がついていくかどうなのかということですけど、今従業員が2人いらっしゃるということでございますけれど、やはりあーいった事業というのはそんなに人を雇うような事業ではございませんので、少人数で大きな事業をされるところでございますね。私どもとすれば、まだ来て、開設して間もないものでございますので、やはり時間をかけて、やはり見守っていかないと、きょう来てそれじゃあ、あしたはこれだけの成果が出るというものでもございませぬので、その辺はやはり長い目で見る必要があるというように考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 企業誘致についてのことなんですけども、立志塾の講師をされて、大分県のほうから来られたということですが、町長非常に寛大にといいますか、判断しておられるというふうに思われます。なかなかそういうものが事業としてこの地に反映するというのが見えにくいというのがありますけども、石の上に3年という時代はもう過ぎておりますので、その辺のところですね、いろんな企業誘致をして、やはりここへ成果を早く出るといふようなことも含めて企業誘致には携わったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

空き家の整備につきましては、やはり備中屋の例は特別な例でございますけれども、やはり町

内の子どもたちが通学路指定がしてある、非常に危険だというところがあります。そういったところで、何もいきおい一定の補助をするということにはなかなかありませんけれども、やはり持ち主の方にきちんと連絡をとって指導をして、なおかつどうなのかというようなことを検証してやってほしいなというふうに危険除去ということをやってほしいと思います。

それと、事業につきましては、やはり町長も十分検討されておるとは思いますけども、いろんな各種事業につきまして、例年のごとく常態化するのではなくして、やはりまず結果と検証、見直し、同じ轍を踏まないという考え方で、あくまでも住民の血税をいただいて、住民側のサイドに立って行政は信頼を失わないようにしなくてはいけないということを、私が言うまでもなく、町長、あなたに言われるまでもなくていつも言われるわけですから、お考えではあると思いますけれども、側面からこう客観的に見ますと、そうでないというふうな思いもします。私が見ないのは、地元をよく見ろということでございますが、氷山の一角かもしれませんし、町長が見られるのも氷山の一角かもしれませんので、その辺のところは伝えておきたいというふうに思います。

やはり、我々も行政も一緒なんですけど、万機公論に決すべしということなんですよ、政治家というのは。そういうことは住民の声を反映するというのが私たちの使命でございまして、その辺のところを踏まえて、今後いろんな提案もでき得る限りしていきたいと思っておりますけども、まずは先ほど言いました、イタドリがいいかワラビがいいかということではありますけれども、互産互消というふうなことも取り入れて、いろんな、私が、この町が財政的にも何も心豊かに、体ともども、体と心が豊かになるのは、やはり経済的なことなんだと思うんですよ。家庭の中でもそうですよ。旦那の稼ぎが悪いと嫁さんが機嫌が悪いというようなことが起きますので、そういった具合に、いろんなことで経済効果が波及させてほしいという一心の思いでございまして、町長も、あなたはここを見とらんじゃないか、隣ばかり言うじゃないかというのも、私も重く、謙虚に受けとめますけれども、町長もその辺のところをしっかりと私の意見も聞きとどけていただきまして、今後こうだあだということがありましたら、一言お答えをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、私も謙虚に受けとめながら、いつもどなたの質問に対しましても、やはり可能なものはやはり実現していきたいというように思っていますので、私どもは真摯に受け答えをさせていただいております。

また、先ほどの高尻の件でございまして、これにつきましても、やはりこちらに来ていただいて、専門学校ではありませんけれども、教壇には立てないですけど、吉賀高校あたりでのIT教育等にも協力をしていただきたいというような話をしたところで、そうしますと、もうその方の友だちが九州からこちらにおいでになりまして、これは高校ではありませんけれども、小学校、

中学校の、いわゆる学力が、吉賀町ちょっと厳しい部分がありますんで、そういった、いわゆる場を設けたらどうだろうかということで、既にこちらに来て、会社も設立したということで、そういった波及効果は出ておりますので、ただそこでということで、町内のものということで、町内のいわゆる教育にも協力をさせていただきたいというような思いを伝えておるところでございます。

また、空き家につきましては、ああして調査を町で行っておりますので、やはり危険なものにつきましては、議員がおっしゃいますように、やはり住民の方に被害が出てはいけませんので、そういったところはどうされる気持ちなのか、その経費についてはどうなのかというようなことも聞きしながら、やはりそうした危険なところは除去していかなければならないというように考えております。

やはり、即使える議員の御意見につきましては即対応しなければなりませんし、工夫を重ねなければならぬものについては、やはり工夫を重ねながら、議員の皆様のおっしゃいますような御意見が実現できるようなことは、当然私どもは仕事としてやっておりますので、今後ともそういったところが見えないようでございますので、見えるようにしていきたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） I T企業の誘致につきまして、早速I Tの勉強のほうへということでございますので、早速夏休み過ぎてからでも即実施に移してほしいというふうにお願ひして、町長のほうから、町のほうから取り入れてほしいということを希望しまして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 次の時間の都合もございますので、ここで休憩といたします。午後1時から開始します。

午前11時35分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、午後の会議を開始します。

一般質問、5番目の通告者、8番、藤升議員の発言を許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行います。

まず初めに、後継者の育つ農業ということで質問します。

先月5月9日に町議会の経済常任委員会が行った吉賀町農業委員会農政部会の皆さんとの意見交換会の中では、荒廃農地の拡大、農業後継者不在で集落そのものの衰退へつながっていく危機感が感じられるものでした。ある農業委員の方は「後継者がいない現状の中で、あと5年、3年、ゆっくりしている間はない。人はいるけど高齢で農業はできない」と発言されました。

一方で、5月30日に開かれました吉賀町農業再生協議会総会に提出された吉賀町農業再生協議会水田フル活用ビジョンでは、吉賀町の農業の現状について「吉賀町では農家一戸当たりの耕作面積が65アールと小規模で、水稻を基幹作物として他の作物等を組み合わせた小規模複合経営を基本とした兼業農家が主となっている。こうした現状の中、農業従事者は約9割が60代以上と高齢化が進んでおり、耕作放棄地と農業後継者不足が進んでいる。今後も農地中間管理機構と連携し、地域の中心となる経営体に農地を集積することで水田の活用を図っていく」としています。

一般会計の歳入のうち繰越金を除く自主財源が2割にもならない当町の財政では、国からの交付金を当てにしなければならぬということと国の農業政策に合わせた方向を打ち出さざるを得ない事情もありますが、今後も農地中間管理機構と連携し、地域の中心となる経営体に農地を集積することで水田の活用を図っていくという方向には疑問を持ちます。農業従事者が少なくなることで、これまでできていた草刈りや農業用水路・農道、これらの管理ができなくなっています。そういう中で今ある制度の中をもう一度見直して、活用できるものはまず活用する。そういう中で取り組みをしなければならぬと地域の中では感じております。

現在の農地集積の傾向ですけれども、集落を中心とする地域内において行われるものと地区外から来ていただき耕作してもらっているものがあります。この中には、農地所有者が、農地の一部であったり、全部を、農業をする人に一定年数貸し出すものと所有者が農業経営から10年以上撤退することを条件に農地中間管理機構に農地を預け、機構から農業をする個人や法人に貸し出すものがあり、このとき農業から撤退した人へは経営転換協力金として面積によって30万円から70万円が交付をされます。地域の中に中心となる経営体が存在せず、農地を管理はしているけれど何もつくっていない農地が広がる地域の圃場を農地中間管理機構は預かってくれることになるのでしょうか。

作物ごとの取り組み方針の中で、非主食用米の飼料米について「多収品種及び早期出荷を目的とした品種の導入による収穫期の分散化を図る」とあります。この多収品種には島根県知事の申請で認定されたみほひかりとモミロマン、タカナリ、北陸193号など国が多収を確認した20品種があり、早期出荷は10月15日までに出荷するきぬむすめと町が定めた反当たり4,000円の交付金があります。島根農協が集荷、集めるのは知事が認定したみほひかりときぬむすめのみで、ほかの品種を作付する場合は畜産農家などと直接契約するか、全農による直接

買い取りスキームという制度を活用する方法がありますが、どちらも多収品種の導入による助成、これが反当たり1万2,000円あります。同じくWC S用稲についても多収品種の導入により安定多収を推進する方向が出されています。飼料用米みほひかりを作付した場合、各種の交付金等を含め反当たりの収入が9万7,000円という試算もあります。

中国地方のコメ生産費の平均15万5,000円には到底及びませんが、確かな収入の見通しがあれば、主食用米以外の生産拡大につなげられると同時に、水稻はほかの作物と比べると兼業農家でも取り組みやすく、草刈りや水路維持などへの対応ができれば一定面積の農地を管理することができます。

町内全地区で人・農地プランが作成されていますが、その取り組みに温度差があり、各地区集落の現状を改めて町としても確認をしていただき、集落単位で対策を練り直す作業が必要だと思います。本年度このプランの見直しを推進することが、担い手育成アクション、基本方針ですが、これにあります。地域の中心になってまとめられる担当者任せにすることなく、行政も積極的に地域に入り、それぞれの地域の実情と対策について一緒に考える体制をとり、地区内だけで問題を解決するには限界がある事柄については、広い範囲の地域や町、県、国の取り組みについて行政からの情報提供と根本的な解決策に結びつけられる方向を見出していくことで耕作放棄地、担い手の確保といった課題の解決につなげることが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

政府はTPPの大筋合意を受けた対策を27年度の補正予算と28年度の当初予算で打ち出していますが、この方向は中山間地の農業にどのような影響を及ぼすと考えるのか。まず、これらの点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、藤升議員の御質問にお答えいたします。

後継者の育つ農業をということでございますけれど、まず農地集積の御質問でございます。議員が言われますように、現在の農地の集積傾向は、地域内で集積するものと地域外の方が耕作されるものに二分化されておるように思っております。人・農地プランでも、地域の担い手として位置づけられた農業者や認定農業者並びに認定新規就農者に対しまして農地中間管理事業を活用して農地集積を図っていくことを水田フル活用ビジョンの中に記しておるところでございます。

また、農地中間管理機構の借り受け希望者の募集は町内全域ということで募集をかけておりますので、借り受け希望者の希望に合う農地であれば町内どこの農地でも借り受けるということが可能であります。借り受け希望者がいない地区があることも実情でございますし、現在、農地中間管理機構、これが県の農業公社でございますけれど、町の農業公社のほうへまた再委託というような状況でございますので、なかなか国の意図するようなことにはなっておりません。現在で

も25件で面積が12.2ヘク、74筆ということで、貸し手のほうは25人いらっしゃるわけ
でございますけれど、受け手が9人ということで契約が成立しないというのが現状でございます。

また、後継者ということでございますけれど、これは先ほど午前中の御質問にありましたよう
に、やはり都会のほうで就職された方が、若い方がお帰りになって農業を続けられるということ、
これにつきましては、自宅で、実家で御両親が農業を続けてこられている、それを守りたいから
というようなことで帰って農業に従事されているという方もいらっしゃいますので、そうした意
味で、効率もございますし、換金性も必要だと思いますけれど、そうした若い方が取り組んでみ
ようかというような気持ちになるような農業を進めることが必要ではなかろうかというように思
っております。

次に飼料米でございますけれど、国の米政策改革の中におきまして飼料用米の生産拡大が進め
られております。吉賀町におきましても、飼料用米の作付面積が平成27年度で26.4ヘク
タールから、今年度につきましては37ヘクタールに大幅に増える見込みとなっております。

議員の質問でございますように、ああした品種につきましては、県が定めるもの、またそうし
たものの中で対処していきなきやなりませんけれど、町といたしましても、先ほど議員がおっし
やいましたようなことで対処させていただいておるわけでございますけれど、早期の出荷助成が
反当たり4,000円、また3反以上の作付農業者に対しまして別途反当たり6,500円の助成
というようなことになっております。そういったことで、飼料米というのは割り切ってやる、家
畜等への飼料として提供することによって、所得が、いわゆる主食米といいますか、人間が食
べる米と収入に格差がなければ、そういった方面に取り組んでいただける農家がふえてくるとい
うように思っておりますので、これにつきましては進めていく必要はあろうかというように思っ
ております。

また、人・農地プランのことでございますけれども、プランの見直しにつきましては地域の話
し合いに基づいて行うということとなっております。制度上、町が作成して決定するというこ
とになっておりますために、地域で話し合いするための組織の設立、代表者の選任等の規定がご
ざいませぬ。したがって、地域側の窓口が定まらないということもございまして、町から地
域に対しましてプランの作成や見直しに向けての呼びかけ等がなかなか困難なことがあるのが
現実でございます。

今後につきましては、地域の方々との話し合いが進めやすい体制づくりについて検討してい
こうというように担当課のほうでも申しておりますので、住民の皆さん方と御相談を申し上げな
がらやりやすいような組織づくりに対処していきたいというように思っております。

最後に、今後の農業政策ということでございますけれど、特にTPPについてのお話ござい
ますけれど、こうしたことでTPPにつきましては今アメリカと日本がちょっとはっきりしてな

い部分がありますけれど、何ていいますか、おおむね了解して契約して帰ったわけでございますけれど、これにつきましてはその国での承認というものが必要でございます。TPPにつきましては、承認してそのままいくのか、あるいは破棄、その二通りしか方法がないようでございますので、日本につきましてはああして進めておりますので、今後もいろいろ議論はあるかと思えますけれど、確定というか、そういうことになるんだろうというように思っております。

ああしてアメリカが今大統領選挙で民主党も共和党もTPPについては反対というような感じでございますので、どういう状況になるかわかりませんが、貿易でございますので、国家間、数が多いほうが経済的にもいいわけでございますけれど、今後の影響がどのようになるかということは大変不透明でございます、このような町村での判断というのは非常に難しいというように思っておりますけれど、国が進めます、先ほど議員がおっしゃいましたように、税収の少ない交付税に頼るとる町でございますので、国の動向を見極めながら対処していく、いかにして影響がないような農政を進めていくのかということは、議員の皆さん方の御意見を聞きながら、またいろんな有識者の御意見を聞きながら対応していくという考え方でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） TPPの問題につきましては、アメリカが参加しなければ全体も成立しないというような中身もありますし、日本の農業関係の人たち以外に対してもさまざまなマイナスの影響がたくさんあるというものだというふうに私は思っております。そういうような中で、本当にこの吉賀町のような中山間地域で農業を持続させる、いわゆる再生産をできるようにするためには市町村なり県なり末端の自治体での取り組みだけではなかなか難しいと私は考えております。

農畜産物の価格保障、生産者への所得保障を国に合わせ、安心して再生産できる農業というのは国の相当の支援がないとできませんけれども、それをしてこそ食料の安定供給、食料自給率を引き上げる対策になっていくというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいますように、末端は末端で、こういった小さな山間地域につきましては、そこで耐え得るような農業をしていく必要があろうかというように思います。

ただ、議員がおっしゃいますような価格保障、こういったものにつきましては、町単独でなかなかできるものではございません。合併以前に町が推奨しておりましたミニトマトとインゲンの価格保障制度でやっておりましたが、相当な経済負担が町村にあります。

そういった中で、吉賀町でこういった農業所得を上げていくかということになりますと、午前中からもお話が出ておりますけれど、米を有利販売することと、それに対しまして裏作として何をつくるか、またほかのものをどうしたらというような複合的な経営を行いながら所得を上げて

いく必要があるんじゃないかろうかと思えます。

先ほども申し上げましたように、水稻をやりながら、またミニトマトをやりながら新たな作物をつくったり、若い方がいろいろ研究されてやっております。そういった中で、いいというものについては町もしっかり応援しながら進めていく。いろいろやってみて、だめなものは早く撤退する。そういったことで対処していくのがいいんじゃないかろうかと。

町内、一点の品目に定めてやっていくというのも非常にいいことかも知れませんが、交付金を伴うものがございますので、今の、先ほど申しましたようにコメを中心としながら、他のもの、今、県が進めております半農半X、そういった形のもので対処していくのがいいんじゃないかろうかというように思っておりますので、価格保障というのは、先ほど申し上げましたように、大変厳しい部分がございますので、少しでも所得の上がるような施策を講じていく必要があるというように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 国のほうでは、今ありますコメの直接支払交付金、これは反当たり7,500円のものがありますが、これも平成30年からは廃止をするというような非常に冷たいことを、既に現時点ではそのように決めております。このような中で、本当に農地を維持する、そのために国の姿勢に対しても言うべきところでは言っていかなければならないというふうに思います。

私自身も、ことしコメの品種で4種類、そしてつくり方も農薬とか化学肥料を入れてつくる場所、またそういうものを入れないでつくる農法等、いろいろ試行錯誤するようデータの積み上げをしております。本当にこの地域でどのような農業であればやり続けられるか、本気で私も考えていきたいと思っておりますので、またお知恵も貸していただければと思います。

次に移りますが、原発事故時の避難計画は現実的かということで質問をいたします。

この質問につきましては、昨年12月定例会において3番議員より一般質問がされております。そのときに、町長は「松江市の乃白町の住民1,400名が避難してくる計画になっているものの、吉賀町は十分な対応ができない」という答弁だったと思います。それを受けて質問をするものです。

原発事故に係る避難計画をつくるための労力であったり、避難者受け入れに必要な資材、機材、また駐車場、入るところ、これらの確保など原子力発電所がなければ必要のないことです。そもそも原子力発電所は技術的に完成しないものを商業用運転を始めてしまい、福島原発事故に見られるように、一度大きな事故を起こせばはかり知れない被害をもたらす、さらに長期化するものです。福島県では事故から5年余りたった今でも9万人をも超える人たちが避難生活を余儀なくされています。

島根県では、島根原発2号機の再稼働と3号機の新規稼働をしようと中国電力はさまざまな動きをとっておりますが、私は町長に、この再稼働並びに新規稼働に反対をする、このことを表明されることを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の2問目でございます原発事故時の避難計画は現実的かということでございます。

島根原発についての広域避難計画につきましては、県の広域避難計画及び松江市の原子力災害広域避難計画に掲載されております。

計画によりますと、吉賀町が受け入れを行う対象地域は、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、松江市の乃木地区の住民約1,450名で、町の具体的な対応といたしましては、避難経由箇所、避難所でございます六日市中学校体育館また六日市体育館、柿木体育館におきまして避難所を開設ということで、避難経由所から避難所への移送支援、避難所の運営ということとなっております。

1,450人の受入体制を整備することとなれば、受入施設への人数の配分また施設ごとの毛布なり食料なり、備蓄品の確保といったことを事前に準備しておかなければなりません。備蓄品の数量も確保できていませんので、十分な体制とはなっていないというのが現実でございます。

また、対応に当たる職員の配置や役割分担、関係機関との協力体制等も今後検討していく必要がございますし、いずれにいたしましても、現状では広域避難計画への対応は不十分なものであると言わざるを得ません。吉賀町における防災対策も完全なものではありませんので、吉賀町の防災対策を優先せざるを得ないということでございます。原発が再稼働することが、可能性ありますので、できることから準備をしていかなきゃならないということでございます。

そうした中で、吉賀町として原発の再稼働に反対する意思をとということでございますけれど、こうした今、6月9日ですか、新聞によりますと、インドで2030年度までに6基の原発をアメリカの企業が受注したと。これは東芝の子会社でございますけれど、既に21基がインドでは稼働しております。中国でも30基とか40基の原発が稼働しているという中でございまして、そうした中、日本はどうなのかということでございますけれど、石油が今後40年しかもたないであろうということもございますし、天然ガスが今後60年、またシェールガスが100年、石炭については130年、ウランが100年と言われております。そういった中、100億人の人口のエネルギーをいかに確保するかということを考えますと、ましてや日本の経済、これにつきましては、電力、今、一部稼働が始まりましたけれど、そうした中で発電へのエネルギーでの資源のない日本は輸入しながら今の化石燃料等で対応しております。

そういったことで、日本の経済をどうするのかということまで考えますれば、ただこの町のこ

とだけを考えれば、それは反対で、ないほうがいいにこしたことはございませんけれど、日本全体のことを考えれば、それでは原子力エネルギーについては即やめろということにはなかなかならないというように思っております。

そうした中で、これは私は必要粹なものであろうというように思っておりますので。

ただ、こんな小さな自治体の首長が声高に叫んだところでどうなるもんでもないと言ったらおしまいなんですけれど、私は今申し上げましたような日本の経済、そういったエネルギーを考えますならば即廃止というようなことを表明することにはならないというように思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、原子力発電所の問題で言いましたが、例えばドイツの場合、既に、2015年、昨年までに再生可能エネルギーの割合が発電量の30%にも達しております。片や、日本はまだ1割あるかないかというような状況もございます。

まず、国がしっかりと方向性を示し、それに産業がついていくという流れをつくり出す。そのことで原発への依存を減らすこともできますし、さらには省エネの推進、日本ほど、例えば自動販売機がまちのあちこちに存在する国はないと聞いております。この自動販売機なども本当に多くの電気を使うものであり、誰も使わないときでも電気だけは使うというようなものであります。

そういうような中で、本当に経済的に日本のやる方向性をもっと原発のエネルギーに原子力発電所に頼らない方向を国がまず打ち出す。その中で、先ほども言いましたように、企業もそれに向けていろいろな研究開発をさらに加速化させて進めていく。そういう流れが十分つくり出せるというふうに思いますので、その点また研究をしていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。災害備蓄飲食料品の有効活用をということであります。

賞味期限が間近となった長期保存食品の有効活用ということであります。特に学校教育の中で災害について学ぶとき、学校給食に取り入れることを提案いたします。また、災害備蓄品の取り扱いについても、誰でも理解できるよう取り決めをつくり、それに沿った運用で有効活用を図ることを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の3問目、災害備蓄飲食料品の有効活用ということですが、その前に少し今の原発の残りがございますので、日本の原発政策についてということですが、私にはきちんとした考えをもう少し持ってほしいという思いがあります。

原発につきましては、沸騰水型と加圧水型ですか、2種類ある。アメリカは1種類で入れておる。日本の場合、両方入れておるから技術的に分散されたようなことで対策が大変難しいということがございますので、そういったこと、また廃棄物についての処理場、そういったものもきちんと用意して当然やるのが普通であろうというように思っておりますけれど、そういったことが

解決されないまま行われておるといふ、これは電力事情によるものかと思ひますけれど。

また、ドイツのお話が出ましたけれど、ドイツはフランスの原発からの電気を輸入しとるわけで、EUの中でございますので、ただドイツだけを取り上げて、あそこは原発廃止しておるといふけど、他国がつくってくれるのは問題ないという考え方で果たしてどうなのか。電気代がドイツは高くなつておるといふことも事実でございます。

そういった中で、これからああして技術が進んでおります。中国がレアアースを日本に出すことをやめたときに、日本は結構今はそういったものを使わなくてもやれるような技術もできておりますので、今後はそういったものが発展するであろうといふようなことを期待しておるところでございます。

それでは、本題でございます災害備蓄飲料食品の有効活用といふことでございますけれど、災害備蓄用の食料品につきましては、町の防災計画や国・県の指針等により毎年計画的に購入し、配備し、数量も増加させているところでございます。食料品には賞味期限がございます、中には期限切れになつたものが、期限切れが間近なものといふものが幾つかあるのが現実でございます。

現在は、賞味期限が間近なものにつきましては自主防災組織や保育園等が行います避難訓練のときに活用していただいております。賞味期限切れの缶詰につきましては、災害対策等で職員が待機したときにそれを食しておるといふところでございます。賞味期限が間近な食料品の活用につきましては、町内だけでできないようなことがあれば県社会福祉協議会が実施しておりますフードバンクへ提供し、食に困っている人への提供も検討しているといふことでございます。

御指摘のように、備蓄するだけでなく、賞味期限切れの食料品をふやさないためにも有効活用を検討しなきゃならないといふことは担当課におきましても常々考えておるところでございます。

そうした意味で、先ほど申し上げましたような自主防災組織での訓練での支出、また学校給食に取り入れたらといふことでございますけれど、学校給食につきましてはいろいろ管理上の問題もありますし、ただ備蓄品が古くなるといふことでなしに、学校給食とは別の面でやはり災害の教育なり、いろんな、何ていいますか、総合的な授業、そういったものの中から使用していただくといふようなことで設計制度を整理しながら、給食といふことに特化するんでなしに、学校でも災害のときにはこういったものを食べながら、今の熊本でもそういった状況がございますけれど、そういった状況を知ることは必要でございますので、そういった教育の場面でそういったものを利用しようと。そういうことには積極的に提供していこうといふように思っておりますので、学校給食といふことではなしに教育の場で使わせていただきたいといふように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ぜひ学校教育の中ででも使っていただきたいと思ひますし、災害

備蓄品の取り扱いのルール、今担当者がかかわると「さあ、どうだった」と前の取り組みがわからないまま引き継ぎがされるという中で賞味期限が完全に切れるというような事態も往々にして発生しがちであるというふうに思いますので、そういう点では早急に取り扱いのルールというのを決めることが今大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 備蓄してあるところに、使用期間といいますか、そういったものを明示しながら、期限が近づけば、議員がおっしゃいますように、一定のルールで、それでは地域で、また学校でといったようなことで消費しながら、廃棄することがないように対処していこうというように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、備蓄品が置いてある場所も非常に整理が十分できていないような状況もございます。これはルールが十分確立されていないというところに原因があるのではないかとこのように私は感じておりますので、ただいまの質問を準備いたしました。

それでは、最後の質問に移ります。柿木地域振興室にローカウンターを、これは低い受付の設置を求めるものであります。

六日市庁舎の税務住民課並びに保健福祉課には、来られた方が座って書類に記入したり、相談をすることができる低い受付が設置をされているため、足腰に不安を抱える方もゆっくり座って用事を済ませることができます。一方で、柿木庁舎の地域振興室での手続では、来られた方は立ったまま書類への記入をするなど、同じ町でありながら寂しい感じを受けました。柿木庁舎にも低い受付を設けることを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の柿木地域振興室にローカウンターをとということでございますけれど、本庁舎につきましては税務住民課・保健福祉課の窓口業務を主にローカウンターへと変更し、窓口対応を行っております。

一方、柿木の庁舎につきましては、現在、従来のままのカウンターとなっておるのが事実でございます。住民の皆様方、特に高齢者の方々に、またお体の不自由な方々に大変御不便をおかけしておるといふことで大変申しわけなく思っておりますのでございます。

ここにつきましては、特に産業課あたりがああして協力隊なり有害鳥獣の専門員、そういったものを入れたということで場所が狭くなった関係で庁舎の状況を変えております。そういった中で、また特に目につくのではなかろうかというように思っておりますけれど、庁舎につきましては、両庁舎が双方とも今年度中に執務室の機の配置も含めまして庁舎の改修計画を検討させていただくこととしております。平成29年度で改修を考えておりまして、柿木地域振興室のローカ

ウンター配置につきましても、その中で対応させていただきたいというように思っております。

それではそれまで放っておくのかということでございますけれど、その間につきましては、現在、柿木地域振興室、玄関側のカウンター前に小さいながらも高さの低い机を配置しておりますので、その机に椅子を併置しまして、来庁された方が椅子に腰かけたまま窓口での申請ができるように対応してまいろうというように思っております。そこへ職員が出向いて対応しようというようにしておりますので、しばらくの間は、何ていいますか、御不自由をかけますけれど、御辛抱をいただけたらというように思っておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、これで質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、8番、藤升議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） それでは、10分間休憩します。

午後1時47分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、私は3点通告してあります。住宅問題と子どもたちとスポーツについてとふれあいサロン、この3点をお伺いします。

住宅問題についてですが、移住お試し住宅についての利用状況や入居期間を過ぎてからの状況、ほいから、今後の計画についてと、それをワンストップ窓口で対応されてるということなんですが、そのことについてお伺いします。

町内には、各種住宅が各所に配置されています。県営や町営の公営住宅や公社住宅、定住促進住宅などがあるのではと思っております。その中のお試し住宅についての質問です。全戸に配られております「吉賀町暮らしの便利帳」の中に、「Uターン支援」という項目がありまして、その中に「移住相談から移住後のフォローまでワンストップ窓口で行うよしか暮らし相談員を設置しています」と。ほいから、お試し住宅で移住体験滞在施設ということで、「吉賀町へのUターン希望者向けに、町内での生活体験ができる移住お試し住宅を開設しています」と説明されていまして、所在地蔵木に6戸、柿木に2戸。入居期間は1年以内で、中学生以下の子どもさんがいる世帯は2年以内」という、使用料が月に1万5,600円から2万4,000円で、中学生以下の子どもさんがいる世帯は、最初の1年は半額と。備えつけの家電もあるという。これは、Uターン向けの支援でありまして、Uターンの方がこの前相談がありまして、Uターンを考えて

企画課のほうへ相談に伺ったら、あなたはIターンではなくUターンなのでということで、住宅は、初めに述べました普通の住宅ということで入居募集案内を提示されたそうです。一般の住宅になりますと入居資格等々がありまして、同居か、また、収入はとか保証人など、こと細かく町の吉賀町住宅条例、住宅施行規則等に決められているとおりでと思っております。IターンもUターンも、どちらも同じように吉賀町に来てくださいと、返って来てくださいとお願いされていると思っております。お試し住宅みたいにIターンだけの利用というのはどうかと思っておりますが、Uターン向けについてのお考え等がありましたら、あわせてお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 河村議員の住宅問題についてということで、移住お試し住宅についてでございますけれど、移住体験型の滞在施設といたしまして、今、議員がおっしゃいますお試し住宅を設置しております。これについての御質問でございますけれど、平成19年度に蔵木地区の教員住宅を活用しまして、運用を開始したところでございます。現在は、議員がおっしゃいましたように蔵木地区に6戸、柿木地区に2戸となっております。

こうしたお試し住宅につきましては、他町村でも実施しておりますので、これは比較的効果があるということで、よそもやられておるんだらうというように思っておりますけれど、これまでに吉賀町におきましては、延べ40世帯の方に利用されており、うち17世帯の方が吉賀町に移住をされたということでございます。

一方、入居期限につきましては、最大1年ということと定めておりまして、期間満了後の移住先が見つからずに退去されたという例もあるようでございます。吉賀町への移住希望者の第一歩としてお試し住宅を利用することで移住者を呼び込むということで、先ほども申し上げましたように、有効な手段であろうというふうに思っております。

今後につきましては、期間満了後の対応について、例えば、空き家情報バンクの拡大、収入手段の確保対策なども並行して行う必要があるであろうというように考えておるところでございます。

また、これまでお試し住宅の入居者の4割が産業体験を行っております。そういった意味で、産業体験の半数以上がああして柿木地区の体験を行っておるということでございますので、そうしたことも踏まえながら、長期の農業体験も可能となることに対する検討もしていかなければ、農業——やはり、米なんかについては1年を要す、また、野菜等については短期間でやり切るものもございまして、そういったものに対応して対処する必要があるかというように思っております。

また、Uターン向けについてはどうなのかということでございますけれど、Uターンにつきましては、ああして、こちらに御家族なり御親戚もあるというようなこともございまして、そういったことで、また、数が限られておるということで、Uターン向けには設置しておりませんけれ

ど、Uターン等につきましては、こちらでの、いわゆる実家への増築する場合の住宅の補助、また、新築があれば新築の補助といったようなことをやっておりますが、一時的にそれまでの間の入居場所をとということでございますので、これにつきましては、やはり、いろいろ制限があるとは言われますけれど、若者に向けての定住住宅を整備する必要があるというように考えておりますので、そういった方向解消に向けて、今後も住宅政策を進めてまいりたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 次に、住宅確保、先ほど町長が言われたように、Uターン向けの住宅と言われましたが、広報の5月号、3月の施政方針演説の中に「住宅確保」という項目があって、「移住者や企業の新規雇用のための住宅確保が急務であり、新たな対策として、民間事業者による賃貸住宅整理のための助成」などと書いてあります。移住者の方、企業に努める方も町内で住宅を希望されている方も、皆さんそれぞれ、まず、どこに住んでどういう生活をしようと、最初に、まず考えられると思うんです。所在地や規模、その住宅のつくり、仕様、家賃など、条件に対していろいろな思いを持っておられると思います。Iターン用の募集と大きくかけ離れていては、とまどいなども出てくるのではと思っております。町内で住宅を探しておられる方は、町民もUターンの方も、皆、サクラマスだと思っております。小さいころから住んでいたからとか、実家があるから、祖父母や親が高齢になったから、定年になったから、吉賀町の子育て支援が充実しているから、いろいろな方のおすすめがあったからなど、相談されて来られる方が多いのではないかと思っております。その一人一人の思いを聞いていくこと、特に、子育て世代で町内にUターンを考えておられる方は、住まいのこと、仕事のこと、保育園・学校のこと、さまざまなニーズに対応できるよう最大限の努力をするべきではないかと思っております。例えば、先ほど町長が言われましたように、二、三年住宅に住んでいてもらい、その間に実家の近くに定住してもらえよう、リフォームや増改築、新築など、さまざまな応援もできるのでは、しなくてはいけないのではと思っております。それが、その集落の維持やにぎわいに大きくつながっていくのではと思っております。家族構成や働き方、勤務形態の違いや価値観の違いにより、住むことに重点を置き、いろいろとこだわりを持たれておられる方がたくさんおられると思います。そこで、施政方針演説の中にもありますように、民間の力を導入し、ニーズに合った住宅の確保など、総合的窓口となる住宅課などの検討もされ、早急に対応するべきだと思いますが、その辺のお考えをお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 河村議員の住宅問題についての2問目でございます。

多様化しておる利用者の状況に対応できるように、住宅課とそういった対応をする必要がある

んではなかろうかという御質問でございますけれど、先ほども申し上げておりますけれど、議員もおっしゃっておられますけれど、町内で住宅の用に供しているものにつきましては、県営住宅、公社住宅を除きまして町営住宅、町の定住促進住宅——これが公社ですけど、そういったもの。教員住宅、分遣所の住宅を使ってお試し住宅や県営住宅、いろんなものが住宅としてあるわけでございますけれど、議員がそういったものを整理するためにも、一つの対処する課をとということでございますけれど、今、税務住民課が、今までは入居からの対応をしておりましたけれど、今年度から建築もおなじ税務住民課で所掌していただくということにしておりますので、幾らかは整備ができたのではなかろうかというように思っております。いろいろ、教員については教員住宅なり、個別の担当者でいろいろ管理、対応しておりますので、それを一元化というのものなかなか——やはり、教員住宅は教員対象ということもございまして、そういったものを1つの課でというのものなかなか難しいかと思っておりますけれど、いろんな方々への対応につきましては御不便がないように、ああしてワンストップということで、住民がおいでになるとその関係がある業務については、そのローカウンターのどこまでいろんな福祉の関係でも職員が出向いて対応しておりますので、そういった部分につきましては、住宅についてもおいでになった窓口で全て対応できるようにこれまでもやっておりますし、これからもそういったことをやっていきたいというように思っております。

また、民間の住宅をとということでございますけど、これにつきましても、先般、御説明をいたしておりますけど、制度として——特にワンルーム的なものに対して、非常に若い方の住宅が不足しておるということで、民間への助成をしながら民間の方が建てていただくというようなことを進めていこうというように思っております。

また、住宅につきましても、ああして七日市で、少し面積的に狭い住宅をつくって若い方に提供させていただいておりますけれど、こうした方々の今の入居状況なり、入居してからの状況等をお聞きしながら、やはり、そういったものが有効であるということであれば、また、他の地域へも波及させていきたいというふうに思っております。

ただ、住宅につきましては——その位置につきましては、いろんなおいでになる方から要望があるかとは思いますが、やはり、その土地に町有地でもあればいいわけですけど、単に土地を求めるといことになりまして他人のものを買収させていただくということになりますので、そういった御協力等がいただかなきゃならないということがございますので、そういったことにつきましては、その都度、ケース・バイ・ケースで対応させていただこうというように思っておりますので、今後も子育て世代のニーズに対応した、そういったものを定住向けの公営住宅については特に検証を重ねながら、今後の動向を見ながら検討していきたい、そういったことで、希望者に対する供給ができるように努力していこうというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続きまして、2問目の子どもたちとスポーツについてということで、教育長にお伺いいたします。

ことしの3月の定例会でも質問させていただきましたが、子どもたちのクラブ活動についてです。スポーツ少年団等について各種サークル、クラブが、教育委員会冊子に紹介されております。小学校から始め、いろいろな夢を持ち、中学・高校へと続いていきます。この夢を受けとめかなえてあげる、このことがサクラマスにつながっていくことの一つではないかと思っております。子どもたちの夢、保護者の思い、夢を聞いてほしいということです。この教育委員会のスポーツ少年団等という紹介されるところに、サッカーから野球、バレーボール、テニス、空手やバスケットボールなど、たくさん紹介されております。子どもたちは夢を抱いて育み、頑張って練習を続けていると思っております。この夢を受けとめてかなえてあげる、こういうことがサクラマスの一つにもなっていくんではと思っております。

中学校の体育大会も陸上大会が5月25日に、鹿足郡陸上大会が益田でありました。雨の中、子供たちは一生懸命走られておられ、よいタイムが出たというのを記憶しております。ほいから、卓球大会とバレーボール大会も6月8日に津和野体育館と日原中学校体育館で開かれました。これも、選手、ピン球と言うんですか、卓球の球を個人でも追いかけて、一生懸命やってる姿が本当に感動したんですが、日原体育館でのバレーボールの白熱試合のところ、たまたま行き当たることができまして、町内同士の戦いでしたんですが、コートの中の選手も、また、それを応援する保護者も一体となつての応援で、バレーボールの全日本の中継みたいではなかったですが、やはり、間近で子どもたちが、みんなでバレーボールを追ってその姿を見て、本当に感動して、本当に頑張ってるんじゃないかと思いました。保護者の方も一生懸命応援されているようで、団体のスポーツのよいところ、ほいから、卓球で個人で頑張っておられるスポーツ、いろいろと見さしてもらい、その前の陸上も好タイムが出たのを目の当たりにして、すごいなと思つて感動したことを覚えております。子どもたちのクラブとかサークルなど、スポーツに対する夢は、子どもだけでなく、先ほどから言いますように、親も一緒に、家族も一緒にその夢を実現できるよう、また、応援している、追っているんだなと思っております。そして、そういう団体になりますと、3年間の積み重ねなどで、先輩や後輩、また友達などがいろいろとでき、吉賀高校行って頑張るからと、ほいじゃ吉賀高校へ来いと、いろいろなそういう話を聞いたりもします。スポーツを通してのつながりなどもできているのではと思っております。校区外通学はだめだと、それを解消する手立てもなかなかないと。でも、どうしても自分はそれをやりたいからと言われると思うんです。保護者も大変悩まれると思うんですが、どうしても子どもが望むなら、それをやはりかなえてあげるというのが大事なのではと思っております。教育長に、やはり、町内の子どもの皆さ

んの夢とか、いろんなのを把握されてそれでかなえてあげるとかではなしに、一応、どういう思いをしているとか、その方向とかというのを把握されて、いろいろとこれからもそういうところではあることはかなえてあげられるような、また、この前も知らなかったんですが、クラブ活動は顧問の先生などの自主的な参加で指導を願ってるということもお伺いしまして、本当、勝手にああじゃこうじゃとか言えないとは思っておるんですが、何とか子どもの夢、これが保護者の夢で、大きく子どもたちの印象に残っていくんではないかと思っておりますんで、その辺3月にお聞きしましたが、もう一度、そういうクラブとか何とか、何かよい、少しでも協力してあげられることがあるんじゃないかと思っております、もう一度、教育長にお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 河村議員の、子どもたちとスポーツについてという御質問についてお答えをいたします。

その前に、5月25日、益田市で陸上大会がございました。私もたまたまこの大会のほうに参加をさせていただきまして、実は、私、初めて陸上競技というものを目の当たりに見させていただきました。子どもたちが一生懸命取り組んで、本当にすごいなと思ひまして、予定時間を大きく過ぎて見入ってしまった経過がございました。また、6月8日、卓球、バレーにつきましては、ちょっと私はこのほうには見学に行けなかったんですが、またそういう機会がありましたら、ぜひとも子どもたちが頑張る姿を目の当たりに見たいなと思っております。

その陸上大会を見て、私がまず、一番に思ったのは、まさにスポーツは感動を与えてくれる、本当シンプルな表現ですが、これに尽きるなと思ひました。まさに、一生懸命はストレートにこの上なくこの胸に響くもんだということを感じさせていただきました。子どもたちに、今さらながらスポーツの持つ純粹さというものを教えてもらったような、そんな気がいたしております。

本題に入りたいと思います。

町内には、スポーツや文化的なサークルに所属しまして、いろいろな夢を持ちながら取り組んでる子どもたちがいます。プロスポーツ選手や指導者を目指したり、いろんな分野での高校や大学への進学を目指したり、子供たちや保護者の夢は、まさに無限だと思います。夢を持ち、その達成のための努力を続けるところに価値があると思ひます。親子で、家族で、同じ夢に向かって取り組む、そのときが子育ての一番充実してる時であり、輝いている時ではないかと思っております。まさに、子育てのだいご味を感じるのが、親子共にこうして夢に突き進んでいる、この時間ではないかと思っております。そんな夢を受けとめてかなえる手助けをする環境づくりという議員の御提案には、全くもって私も賛同いたします。そして、そういうふうな環境をつくる方策としまして、こうゆうときのためのサクラマプロジェクトではないかと、そのように思っております。

現在、サクラマスプロジェクトは、主にはふるさと教育を中心に取り組んでおりますけど、その中に、こうした夢を聞いてあげる、夢をかなえる、そういうふうなカリキュラムを組んでいくことは、これはたやすいことだと思います。議員の御提案のありました子どもたちのスポーツについて夢を聞く、そういうふうな機会をしたサクラマスプロジェクトによってかなえていくことができる、そういうふうな思っております。

早速に、御提案のありましたようなことにつきまして、サクラマスプロジェクト、地域会議のほうへお諮りをして、皆さんと協議を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今思い出したんですが、この2月ぐらい、学校の参観日——参観日といいますか、給食を食べる会があつて参加しないかということで、たまたま参加しましたら、給食を食べた後、子どもたちの夢を発表する会が催されておまして、パソコンで全部なんに出されて、いろんな一人一人の夢を聞かされて、すごいな、みんな、やっぱし——それはスポーツだけじゃなかったんですが、大きくなったら何になりたいとかゆうような、そういういろんな思いを聞かされて、こういう思いを、やはり、聞くということは大切なことではないかなと思しました。

次、3番目の質問ですが、ふれあいサロンについての質問をさせていただきます。

サロンについては、昨年6月にも同様な質問が同僚議員からされております。また、そのときだったと思うんですが、課長さんも町内34カ所のサロンを回って、いろいろな意見や要望などが回りますと言われたのを記憶しております。第2期の地域福祉活動計画が策定され、第1期の活動の検証と評価というのが載ってまして、26年度のは載っているんですが、昨年度の状況を比較されて、今後の問題点、ほいから課題、ほいから対応、このことについてのお伺いをいたします。

26年度の検証の中に、成果として、高齢者の居場所づくりとして重要な役割を担っていると、課題も抱えておまして、効果の中に認知症の予防とか見守り地域での支え合い、いろいろと書かれておりますが、一部に課題で、費用が広範囲なサロンの地区があります。柿木のことなんですが、柿木は6カ所で開催されておまして、サロンの社協の配られた社協だよりの中に「サロンマップ」というのが入っておまして、34箇所うちの柿木地区は、自治会単位での開催となっており、かなり広範囲な面積を皆さんが集まられて、それを迎えに行ったり送って行ったりということで、ガソリン代とかとゆうことが書かれているんだと思っております。

その次に、男性の参加率が低いとか、リーダー、世話人のその次の後継者がというような問題も聞いております。

先ほど26年度はここにありますが、27年度どういう状況でしたか。それと、課長さん回られてみてどう思われたかというのをお聞かせできたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 河村議員のふれあいサロンについてということでございます。

最後でございますので、元気を出して頑張ろうかと思っておりますけど、昨年7月、全34地区に対するアンケート調査と、それから、保健福祉課の職員と、また、社会福祉協議会で分担して現場に出向く踏査調査を実施したわけでございます。

調査に当たりましては、蔵木、六日市、朝倉、七日市、柿木地区の地域支え合い会議などを活用し、助言をいただきながら各サロンの実態及び課題の把握を行ったということでございます。

調査の結果につきましては、各地区のサロンは、住民の主体的な取り組みにより、長期にわたり、毎月定期的に開催されておるといことで、住民の健康づくりや介護、認知症予防、地域での見守り、交流、情報交換の場となっております。大きな成果が認められたところでございます。

参加者数につきましては、ばらつきがあるわけでございますけれど、30人以上のところから10人未満のところまでいろいろあるわけでございますけれど、平均的には20人前後でないかということでございます。

今後の動向につきましても93%の地区が継続して取り組みたいというような意向を持っておられます。あと7%の地区がどういう考え方なのかというのは、ちょっと知りたい部分もあるわけでございますけれど、大方の方が今後も取り組むんだという考え方を示しておられます。

参加者からの意見、また、要望等につきましては、多岐多範にわたっております。その内容につきましては、これが現状の課題であるというふうに思っておりますので、代表的なものを申し上げますと、参加者が減少しているということ、また、役員等の担い手不足、送迎時の事故等に対する対応、そういった不安がある、活動費の確保が必要である、また、サロン活動のマンネリ化等が上げられまして、改善に向けまして行政、社協、自治会等への支援や協力の要望がたくさん出たということでございます。

このことを踏まえまして、ことしの3月に第2期吉賀町地域福祉活動計画を策定し、先ほど申し上げましたような課題等を解消して、地域住民による主体的サロン活動の実現のために具体的な取り組みを定めて、今年度から実施する計画でございます。

将来的には、介護予防日常生活支援活動総合事業の通所型サービスメニューに盛り込むように、地域住民や自治会、社協等の関係者、そうした方々と連携を図りながら進めてまいりたいというように考えてるところでございます。

そうしまして、このサロン活動が、高齢者になっても生き生きと暮らしていける重要な地域資源、また、活力の源として成長していけるよう、引き続き支援をしていきたいというように考え

ておるところでございます。

サロンのアンケートの状況でございますけれど、やはり、7年以上というのが非常に多ゆうございまして、また、開催場所が集会所、また、年間の開催数、毎月やっておられる12回というのが多ゆうございます。

また、参加者数につきましても、やはり、20人というところが一番多ゆうございまして、参加の動向につきましては、やはり、参加が減ったというところが多ゆうございます。

また、サロン活動の成果につきましては、やはり、地域の交流や話し合いの場の確保ができたということが大きな点でございます。

また、必要な経費につきましては食材費ということでございます。これにつきましても、今後、何らかのことをしていかないと、やはり長続きをするためにもそういった政策が必要であろうかというふうに思っております。そういった意味で、財源的にも、やはり、厳しい部分がございますので、それなりの対応をしていかなきゃならないんじゃないかなろうかというように思っております。やはり、役員の皆様方が、大変負担になる部分がありますので、やはり、先ほど申し上げましたような行政の手助けというのが必要になってくると思いますので、今後検討して、こういった93%でございますけど、100%の方々が継続したいというような思いになるように対処してまいりたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ふれあいサロンの34地区のうち、にぎやかで盛り上がっていると云ったら表現悪いかもしれませんが、木部・大野原のサロンは保育園の園児たちとの——保育園でやってますんで交流があつて、毎回、子どもからお年寄りと、いろんなゲームとか語らいとか楽しいんだというような話も聞きます。そういうサロンならサロンの広報、情報誌、発行されてみてはどうかと思っております。34カ所全部というんじゃないに、そういう頑張っておられるところの情報、そういう人を紹介してあげるとか、いろんな町広報だけでなしに、独自のサロンの広報を発行されてはどうでしょう。

それから、先ほどの住宅なんですけど、これも月々お知らせ版で今どこがあいてますという情報は提供されておると思いますが、どこの住宅があいているよと。それでも、全体の位置的なものとか、全体のことがどうしてもわかりませんので、年に1度か2度ぐらいはそういういろんな情報——場所とか間取りとか仕様とか建築年数とか家賃とか、いろんな総合的な情報誌を発行し、そして、月々はお知らせ版で今どこがあいてますよとかいうような情報を町内に発信していったら、いろいろな戸惑いも少しは減ってくるのではと思っておりますがどうでしょう。

はいから、施政方針の中で移集支援員さんを配置されるということで、ことしからはそういう方が心配されてと思うんですが、町民の皆さんは、そういう町の広報誌等で示されてきますと、

それをいろいろと期待されて読まれておると思います。少子高齢化、過疎化というのは、全国ほとんどの地域みんな同じだと思っております。その中で頑張っている地域もあり、吉賀町でも頑張って取り組んでおられる地域、また、グループ、農業生産者の方々もたくさんおられます。町の子育ては、町長いつも言われるように、県内でもトップクラスだと思っております。これを頼り——トップクラスだから吉賀町に帰ってとかという思いを持たれて帰って来る、相談に来る方も多いのではと思っております。子どもがにぎわう町は、高齢者の方まで、みんな町民笑顔で暮らせる町になってくると思っておりますので、まず、住むところが確保できたらという話がたくさん聞きますんで、住宅のほうを大至急取り組んでほしいと思ひまして、これをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員御提案のサロンでの情報、ユニークなどこなんかはまた紹介しながらということは、必要なことだというように思っておりますが、情報誌につきましては、やはり、携わっておる社会福祉協議会とのことによりますけれど、やはり、どれだけ頑張ってるのかというようなことは、各地区の情報を共有するということは必要でございますので、そのようなことも検討していただくようお願いしたいと思いますし、やはり、住宅につきましても点綴的な情報が必要だということでございます。先般、やはりあいてるから見に行つて申し込んだら複数あいたんで、（ ）別なんだけど自分の希望したとこと違うからというようなお話もございましたので、やはり、そういったところも、この前きちんとしたほうがいいねというような話をさせていただきました。

また、ああして移集支援員、また、有害鳥獣の対策員、そういった方が新しいメンバーとして町行政にお手伝いいただくわけでございますけれど、どういふ方なのかわからないということもございまして、やはり、そういった方々を町民の方に御紹介するようなことも必要だというように思っております。情報を提供し、共有するということは大事でございますので、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 本日の一般質問の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後2時45分散会
